

第57回兵庫県公民館大会説明資料(H27.2.5)

# 「今後の社会教育行政の方向性」

文部科学省生涯学習政策局社会教育課  
公民館振興係長 小屋松 英





## ＜本日の説明内容＞

- I. 社会教育に関する近年の方向性
- II. 社会教育行政の現状と今後の役割  
～課題解決・地域づくりに資する社会教育行政～
- III. 国の社会教育関係施策
  - ①地域課題解決・まちづくりに資する社会教育行政  
に向けて
  - ②学校・家庭・地域の連携に向けて
- IV. 地方創生と社会教育行政
- V. 教育委員会制度改革

-1-

## I. 社会教育に関する近年の方向性

-2-

## 第6期生涯学習分科会における議論の整理(H25. 1)

### 第1章 今後の社会教育行政等の推進の在り方

#### ○近年の社会教育の成果

- ・ 学校教育との連携・協働による地域コミュニティの形成
- ・ 家庭教育における学習機会の提供と地域人材の育成
- ・ 生涯学習社会の構築に向けた寄与(多様な学習機会の提供等)



#### ○社会教育行政が抱える課題

- ・ 地域コミュニティの変質への対応(コミュニティ再生への対応が不十分)
- ・ 多様な主体による社会教育事業の展開への対応(様々な課題への対応が不十分)
- ・ 社会教育の専門的職員の役割の変化への対応(社会教育主事減少による十分な活動が困難)



『従来の①「自前主義」から脱却し、②ネットワーク型行政の推進を目指す』=「社会教育行政の再構築」

①地域社会を担う人材の育成(地域人材の育成・確保、専門的職員の資質向上 等)

②首長部局・大学等・民間団体・企業等との連携・協働の推進

➡ 国の役割:先進的取組みの支援・制度改善、社会教育主事の養成・配置などの総合的検討。

-3-

## 第6期生涯学習分科会における議論の整理(H25. 1)

### 第2章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策

1. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進

(2) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成の推進

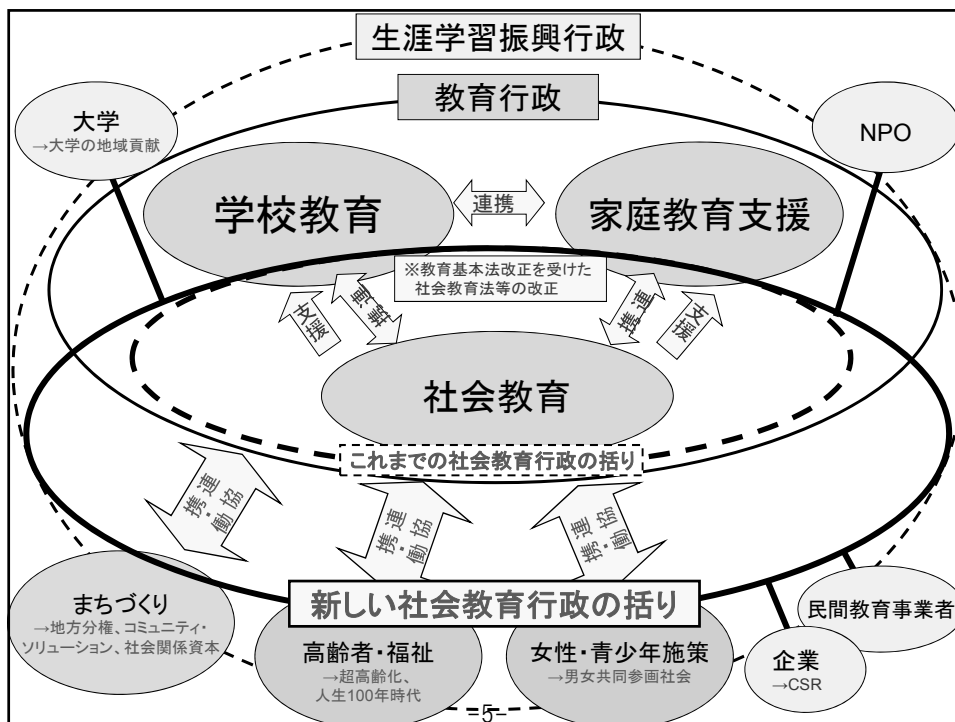
公民館等社会教育施設を核とした地域コミュニティの形成の取組の支援

2. 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実

(1) 現代的・社会的課題に対応した学習の推進

男女共同参画、人権、環境保全、消費者問題、地域防災・安全、ESD等に関する学習の推進、公民館等の先進的な取組の支援

-4-



## ○「議論の整理」で示された社会教育にかかわる人材の検討課題

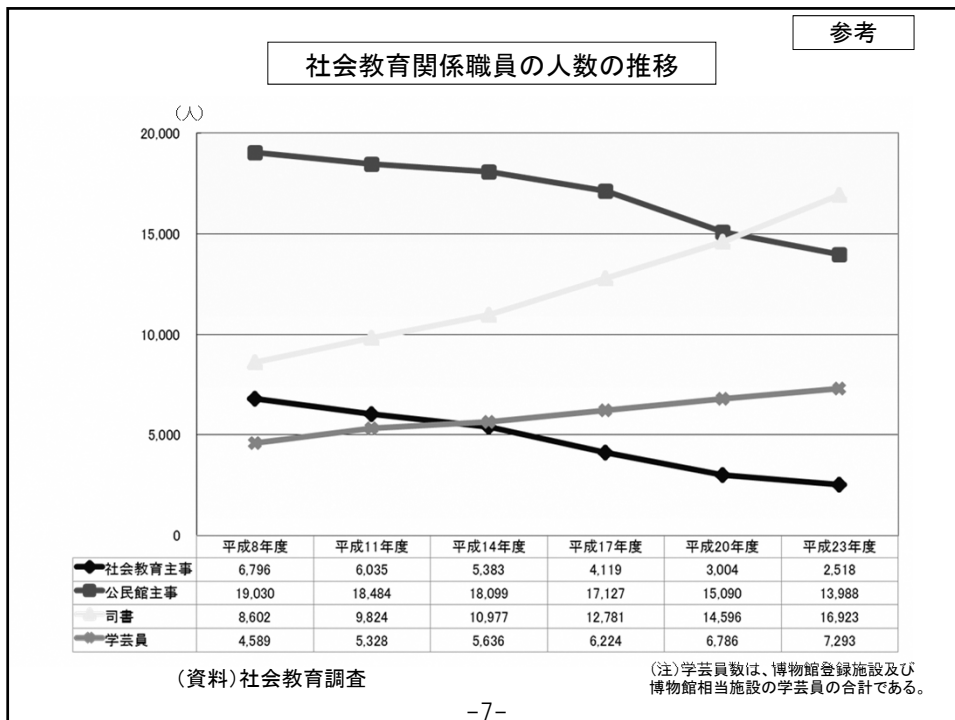
(社会教育主事)

- 社会教育行政における専門的職員としての **社会教育主事の位置づけや、配置先の見直しも含めた配置の在り方の検討**
- 社会教育主事講習等を通じて身に付けた **社会教育の知識・能力が社会教育行政以外の幅広い分野でも活かされるような仕組みの構築**

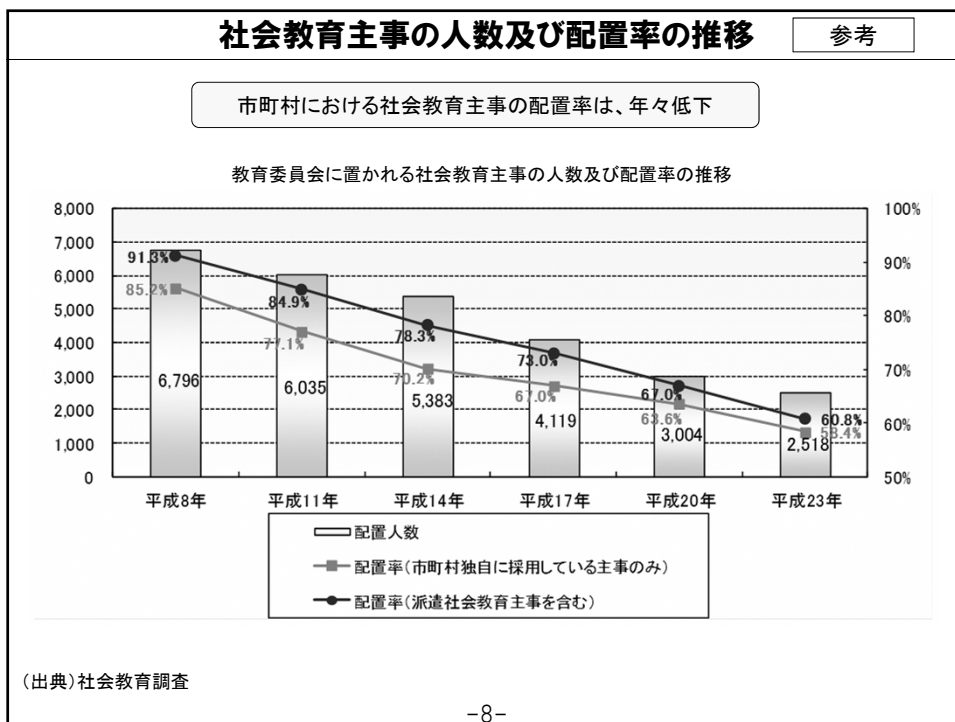
(社会教育にかかわる人材の在り方)

- 主体的に地域に参画し、学習成果を生かして地域の課題解決に資する活動を行う人材や各地域での活動の円滑化に資するコーディネーターやファシリテーターの通用性・信頼性が確保されるような **質の保証の仕組みの構築**、これらの **人材間のネットワークの構築**

➡ 平成25年3月、上記課題と社会教育行政の在り方を調査検討するため、生涯学習分科会に「社会教育推進体制の在り方に関するWG」を設置



-7-



-8-

## 人口規模別社会教育主事等の配置状況(市町村)

参考

人口規模が小さくなるほど、社会教育主事の配置率は低い

| 区分            | 教育委員会数 | 社会教育主事を置く市町村数 | 配置率   |
|---------------|--------|---------------|-------|
| 総数            | 1,742  | 858           | 49.3% |
| 人口50万人以上      | 33     | 22            | 66.7% |
| 30万人以上～50万人未満 | 50     | 29            | 58.0% |
| 5万人以上～30万人未満  | 478    | 250           | 52.3% |
| 1万5千人以上～5万人未満 | 552    | 266           | 48.2% |
| 1万5千人未満       | 629    | 291           | 46.3% |

出典：平成23年度地方教育費調査

-9-

## 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理 (H25. 9)

### 第1章 社会教育行政の推進体制の在り方について

#### 1. 社会教育行政と教育委員会制度

社会教育に関する事務は、教育委員会が所管

教育委員会制度の趣旨(教育の特性への配慮)

- ①政治的中立性  
→個人の精神的な価値の形成を目指して行われる**教育の内容は中立公正であることは極めて重要。**
- ②継続性・安定性の確保  
→憲法第26条で保障されている教育の機会均等の原則の実現を目指して、**多種多様な学習機会が提供されることが必要。**
- ③地域住民の意向の反映  
→地域住民に身近で関心の高い行政分野であり、**公正な民意の反映が必要。**

#### 2. 社会教育行政の現状と課題

##### ○学校教育行政との連携

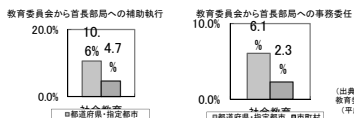
- ・学校教育行政と社会教育行政の連携がよりよい教育や学習効果を上げる上で必要不可欠。
- ・子供たちの教育環境の向上や学校教育の充実、学校運営の円滑化。
- ・地域住民にとって学習機会の拡大。
- ・教員自身の資質向上や適切な人材確保・配置の円滑化。

##### ○「人づくり」の観点からの総合的な学習機会の提供

- ・社会教育が教育委員会の所管に  
より…
- ・他方…
- ・地域の課題に対し、教育という視点から総合的に施策を取り組むことが可能。
- ・公民意識の醸成や現代的な地域課題に関する学習成果の活用への支援についての一層の充実が必要。
- ・多種多様な学習機会の提供による地域課題に取り組み多様な人材の育成。
- ・首長部局が所管する多様な行政分野との連携が不活発。

#### 3. 社会教育に関する事務の所管についての今後の方向

- 社会教育は近年、首長部局との関係も深く、地方自治法第180条の7の規定に基づき、**首長部局に補助執行、事務委任**されている例も見られる。



- 学校教育との連携の観点から、学校教育行政と一体として担当する利点大きい。
- 一方、自治体の組織編成における自由度拡大の観点から自治体の判断により、選択制とするなど弾力化を図っていくことも一考に値する。

**いずれの場合であっても、教育の特性について配慮する仕組みが必要。**

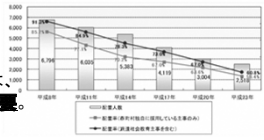
-10-

## 第2章 社会教育主事の在り方について

### 1. 社会教育主事の現状と課題

- 社会教育主事は、法律上、必置とされているにもかかわらず、**設置率、人数は減少**。
- 平成24年7月に全国市長会が「**社会教育主事の必置規制の撤廃**」要望を提出。

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び設置率の推移



- 地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境醸成を図っていくためには、**社会教育主事が関係施設におけるコーディネート等の役割を果たすことが重要**。

➡ **引き続き必置を原則とするのが望ましい。**

(出典)社会教育調査

### 2. 社会教育主事の今後の在り方

- 社会教育主事の職務は多岐にわたるものの、その役割や職務に関する首長や地域住民の認知度は低い。

- 社会教育主事が自ら**果たすべき職務を明確に認識**するとともに、**意図的に首長や地域に対して発信**していくことが必要。

- ✓地域の多様な専門人材や資源をうまく結びつけるとともに、地域活動の組織化支援を行い、地域住民のあらゆる学習ニーズに応えていく。
- ✓社会教育主事の素養は他の行政分野でも有用。学校教育行政と首長部局の多様な行政分野との連携が一層推進。

### 3. 社会教育主事の資質・能力を養成する仕組みの構築

- カリキュラムの抜本的見直しの検討が必要**。

#### 講習

- ✓講習は基礎的共通的内容。
- ✓社会教育主事として任用された後、それぞれの属性に応じた現場研修の充実。
- ✓カリキュラム内容について、国立教育政策研究所社会教育実践センターで見直し。

#### 研修

- ✓遠隔講義の充実。
- ✓ICTを活用した効果的な遠隔研修の教材プログラムの開発。
- ✓放送大学をはじめとした通信大学を行う大学における開設科目の活用。

### 4. 社会教育主事資格の活用

- 社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能**。
- ◆首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化 ◆社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築
- 他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、**社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組み**についての検討が必要。
- 「社会教育士」、「地域教育士」という**資格を民間レベルで創設し**、それらの資格を有する人に**社会教育行政以外の様々な場面で活用してもらうことを希望**に。

### 3. 社会教育主事の資質・能力を養成する仕組みの構築

- カリキュラムの抜本的見直しの検討が必要**。

#### 講習

- ✓講習は基礎的共通的内容。
- ✓社会教育主事として任用された後、それぞれの属性に応じた現場研修の充実。
- ✓カリキュラム内容について、国立教育政策研究所社会教育実践センターで見直し。

#### 研修

- ✓遠隔講義の充実。
- ✓ICTを活用した効果的な遠隔研修の教材プログラムの開発
- ✓放送大学をはじめとした通信大学を行う大学における開設科目の活用。

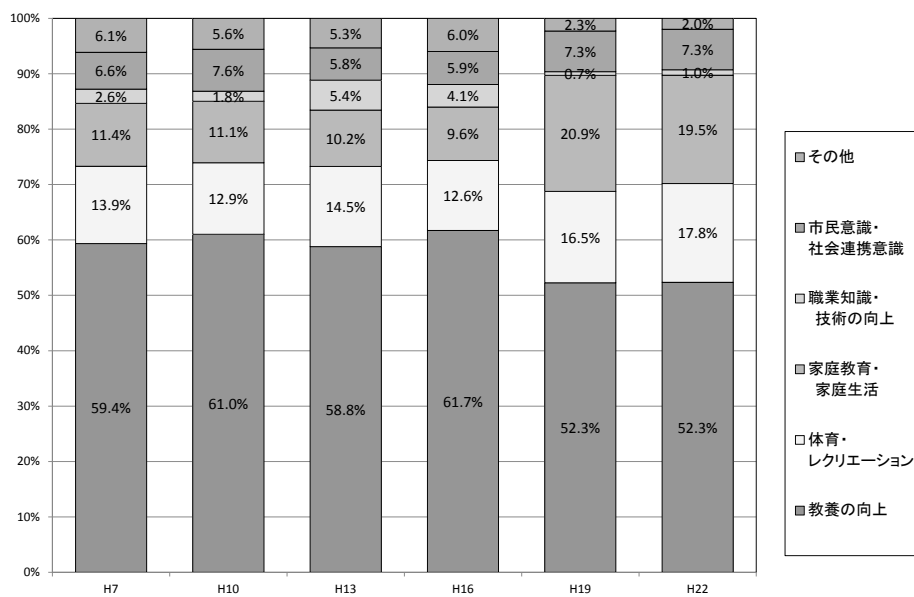
社会教育実践研究センターが中心となり、現行の社会教育主事講習のカリキュラムについて、現職研修の充実も併せ、見直しを進める。(平成26年度中目途)



## Ⅱ. 社会教育行政の現状と今後の役割 ～課題解決・地域づくりに資する社会教育行政～

-13-

### 公民館の学習内容別学級・講座数の構成の推移



(出典)H23社会教育調査

※H22年度間には、岩手県、宮城県及び福島県の数値は含まない -14-

## 地域の課題解決、地域づくりと社会教育の関係の現状

### (1)これまでの社会教育行政の典型的な課題

社会教育担当課や生涯学習センター、公民館等の多くにおいて、住民ニーズを反映した趣味・教養的なものを中心として、それらに関する事業、講座、講演会等が実施されている。



その結果、参加者層の固定化の傾向があり、(主に高齢者や主婦など)幅広い地域住民の参加が得られていない地域も見られる。

-15-

## 社会教育行政の取組プロセス例

### パターン1

- ①来年度事業の企画が必要
- ②社会教育課(公民館内)会議で検討
- ③来年度の主催事業を計画  
(秋頃に保護者向けに家庭教育支援の講演会をする)
- ④予算要求
- ⑤昨年度決めたテーマの下でのトピックの決定  
(家庭教育はやはり親の心構えが大事)
- ⑥講師の選定  
(寺の住職がありがたい話をしてくれるらしい)
- ⑦チラシの作成、HPや自治体広報での記事掲載
- ⑧実施(※参加者20人と少ない)
- ⑨反省  
→広報が不十分だった  
→時期(天気)が悪かった  
→住民の意識が低い

### パターン2

- ①ボランティア活動を活発にしたい
- ②ボランティア講座をやり、受講者をボランティアに育てる。
- ③近隣にボランティアについて講演できる大学の先生に依頼する。
- ④3回の講座の実施(※参加者15人)
- ⑤講座の参加者の中から希望者を募ってボランティアグループを組織(※5人が希望)
- ⑥ボランティアグループでミーティングを2、3回実施
- ⑦来年の春に向けて、観光客のおもてなしのために、町の入り口の看板そばに菜の花を植える
- ⑧活動の実施
- ⑨結果  
→観光客が見てくれたか分からない  
→活動として大して盛り上がらなかった  
→今後はもういい

-16-

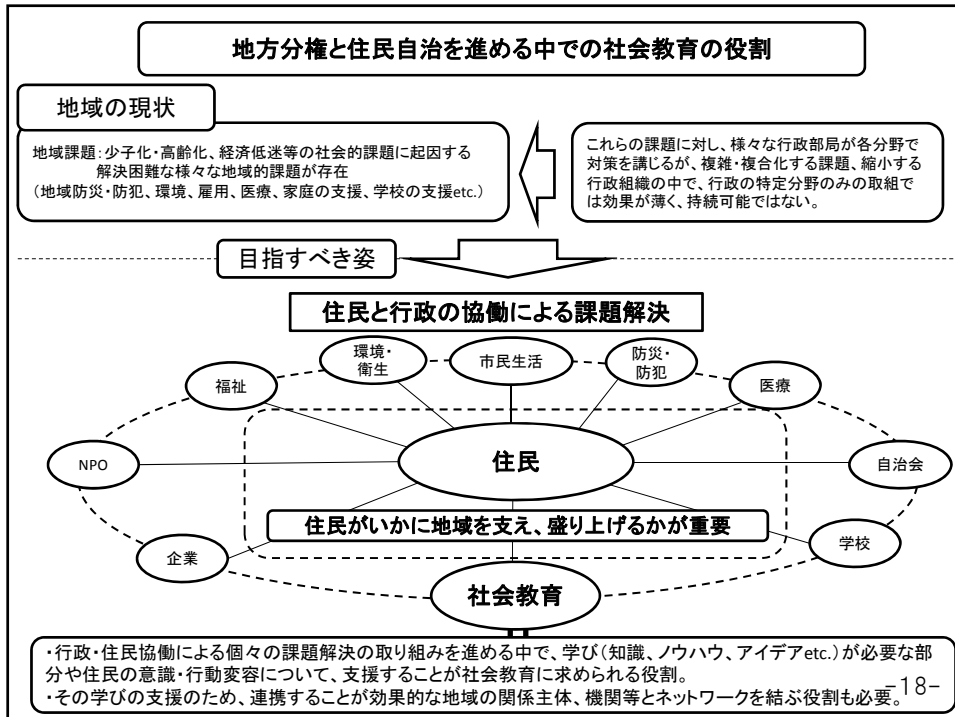
## (2)これまでの「学び」の定義について

これまでの社会教育行政における「学び」の定義は、主として講演会・シンポジウム、講座・セミナー、教材を通じたものが主であった。近年ワークショップ形式等の手法も取り入れるなど、工夫もみられるが、未だ知識伝達型のものが多い傾向がある。



「学び」は、知識の習得のみに留まらず、「気づき」「意識の変化・変容」「行動の変化・変容」をもたらす全ての手段を指すものであり、多様な学びに対応するもの。

-1/-



## 「マルチステークホルダー・プロセス」 による地域課題解決・まちづくり

地域課題の明確化、解決方法の検討、取組実施の各段階において、関係がある様々な地域の関係者や機関(ステークホルダー)を巻き込み、従来の社会教育行政の自前主義的な発想、手法ではなく、多様なステークホルダーと連携・協働しながら取組を進めていくことが効果的であり、重要。



その中で、社会教育行政は、課題解決に「学び」の要素が必要となる部分について役割を果たすことが必要。

具体的には、以下のような役割を果たして行く必要がある。



-19-

### (1) 学びにつなげる働き

#### ① 人々の意見・考え・気持ちを引き出す

- ・カウンセリング(マインドのみで役に立つ場合も)
- ・対話(の場の設定)
- ・座談会やワークショップ(の場の設定) etc.

#### ② 課題の中から学びの要素を明確化する

- ・まず、「起きている問題」から「解決すべき課題」を明確化することが必要(例)  
問題:ごみのポイ捨てが多い⇒課題:人々が他人が見ていなければごみをポイ捨てしてもいいと思っている。その意識の変化・変容を促すことが必要
- ・社会教育は、社会課題・地域課題そのものを解決できるというよりは(そういうケースもあるが)、課題の中の「学びで解決できる部分に役割を果たす」もの。

-20-

## 課題の中の「学びで解決できる部分」の例

- 1) 知識が必要であるもの  
(例: 病気の予防、高齢者介護の方法、防災・防犯の具体的な手法、乳幼児期の食事、等)
- 2) ノウハウ・技術の取得・体得が必要であるもの  
(例: イベントの企画方法、PRの方法、ファシリテーション、問題から課題を明確化する手法、等)
- 3) 意識の問題であるもの  
(例: 人種差別、交通違反、生活習慣、医療検診受診、等)
- 4) 考え方の理解が必要であるもの  
(例: 地域の次代を担う責任、親としての役割、等)
- 5) アイディアを創出すべきもの  
(例: 観光客のイベントへの誘致、ごみのポイ捨てや産業廃棄物の不法投棄を減らす工夫、等)
- 6) 意識の共有が必要であるもの  
(例: コミュニティとしての今後の方針、団体内での役割分担、地域で最優先すべき課題、等)

-21-

### ③必要な学びの明確化

- ・ 課題に直接対応する学びや、既にある地域の課題解決活動において不足している学びについて、社会教育主事等の社会教育行政側は、それをいかに明確化し、必要な学びを提示していくことが必要。

#### (2) 学びの支援

- 明確化した課題に対する最適な学びの手段の選択
  - ・ 講演会、講座、セミナー(従来から行われている手法)
  - ・ ワークショップ(ワールドカフェ、ロールプレイング、シミュレーション、ディベート、ブレインストーミング等)などの新しい手法
    - 参加者が主体的に学び、考える効果が高い。
    - 参加者が意見を交換することで、考え方の摺合せるとともに、新しい学びや気づきが得られる効果が高い。
    - 反面、大人数での実施が難しい場合もある。
- (その他様々な手法)
  - ・ 対話、ダイアログ
  - ・ 体験、実験、シュミレーション
  - ・ 図書館の活用(司書との連携・協力、資料、データの活用方法、場としての活用)

-22-

## 今後の社会教育行政が果たすべき役割

### **役割①:「学び」を通じた「住民主体の地域づくり」**

高齢化や人口減少、そして厳しい財政状況の中で行政や学校が対応すべき地域課題・社会課題は増加する一方であるという現状を踏まえ、各地域で住民が自律的に地域コミュニティを維持・再生したり、自らの課題を解決していくことが求められる中、**社会教育行政には「学び」を通じた「住民主体の地域づくり」を支援する役割が求められる。**具体的には、住民が「地域づくり」に主体的な役割を担うことができる地域へと向かうため、地域課題の中から学習課題を明確化し、地域住民がその課題を解決したり、地域の方向性を自分たちで決めていくプロセスを学びを通じて支援することが期待される。

-23-

### **役割②:「地域の教育力」を活用した「学校支援」**

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化し、子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があることから、「学校・家庭・地域の連携」や「地域の教育力」が求められ、「コミュニティ・スクール」「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」等の施策が推進する中で、社会教育が学校教育の支援を行うことが期待されてきている。**社会教育行政には、こうした「地域の教育力」を活用した学校支援を推進するとともに、①の「地域づくり」の方向性も踏まえ、学校支援の動きを住民の学習や地域づくりのプロセスにも結びつけていくことが求められる。**

-24-

### Ⅲ. 国の社会教育関係施策

-25-

#### ① 地域課題解決・まちづくりに資する 社会教育行政に向けて

-26-

**公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム** (前年度予算額 207百万円) 26年度予算額 133百万円

地域社会における様々な現代的課題(経済低迷、少子高齢化に伴う人口・労働力の減少、過疎化の進行 等)に対し、公民館等が行政の関係部局の垣根を越え、関係諸機関等と連携・協働して課題解決のため実施する地域独自の取組みを支援し、社会教育を活性化することを通じて、地域のきずな、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図り、元気な日本を取り戻すことを目指す。

全国に約15,000館設置された「ソーシャルキャピタル」(社会関係資本)としての公民館を活用

**①若者の自立・社会参画支援プログラム**

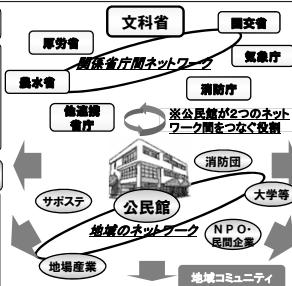
- ・「地域若者サポートステーション」と連携したニート等への居場所の提供、就労支援
- ・学校教育への不応や学校外での学習に問題を抱える児童・生徒への学びの支援
- ・専修学校、NPO、企業・福祉施設等が連携した疑似職場体験の機会提供、職業教育支援 等

**③地域人材による家庭支援プログラム**

- ・学校等と連携し、いじめや不登校問題への対応や児童虐待予防など、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材による支援、専門家等によるサポート体制の構築
- ・いじめや児童虐待予防など社会的課題に対応した親向け学習プログラムの開発 等

**⑤その他地域課題解決支援プログラム**

- ・図書館を活用したまちづくり、博物館を活用した地域観光の振興等
- ・地域の実情に応じた人権教育の取組み
- ・地域人材による女性活躍促進キャリア教育 等



**④地域振興支援プログラム**

- ・農産物、伝統工芸品など地域資源についての学習成果を活かした地域の産業振興
- ・中間年齢層が求める講座等の開催を通じ、地域での活動に参加を促進することを通じた地域振興 等

**②地域の防災拠点形成支援プログラム**  
(平成26年度重点化項目)

～国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)の観点から、公民館がハブとなり関係各機関におけるリスクコミュニケーションの強化による地域の防災・減災のための取組～

- ・消防団等と連携し、災害発生時の避難方法等に対する啓発活動や体験型避難訓練等の実施や地域の各地区ごとの実情に応じ、住民参加での防災マニュアルの作成
- ・公民館等が避難所となった際の運営方法や関係機関との円滑な連携体制の構築等、ICT機器等を活用した地域防災拠点体制の構築、地域コミュニティの維持、強化
- ・消防庁が実施する自主防災組織をはじめとする地域の防災リーダー育成の事業と連携して行う公民館等での地域防災講座
- ・地域防災に関係する地理的条件(河川、ため池等)や気象条件について各省庁の出先機関等の専門家を招いての地域学習等の心のケアを含めた地域人材育成並びにコミュニティ形成 等

地域自らが特色を持った地域づくりを行い、地域コミュニティの再生が図られることにより、元気な日本を取り戻す。

(委託)上記5テーマ×27箇所=135箇所 計135箇所(うち継続100箇所程度)  
新規採択については、取組の定着までのプロセスを踏まえ、最大3年を上限として事業を段階的に計画することが可能。  
(直轄)「事業評価・検証委員会」の実施、周知・広報活動、『ESD推進のための公民館 - CLC国際会議』(開催地:岡山市)と連携した委託事業成果発表、研究協議会の実施。

**公民館GP実施実績**

○平成25年度「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」採択状況

|                             | 採択件数 |
|-----------------------------|------|
| (1)若者の自立・社会参画支援             | 10件  |
| (2)地域の防災拠点形成支援              | 17件  |
| (3)地域人材による家庭支援              | 19件  |
| (4)地域振興支援                   | 45件  |
| (5)その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援 | 35件  |
| 合計                          | 126件 |

○平成26年度「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」採択状況

|                             | 採択件数 |     |     |
|-----------------------------|------|-----|-----|
|                             | 継続   | 新規  | 計   |
| (1)若者の自立・社会参画支援             | 8件   | 3件  | 11件 |
| (2)地域の防災拠点形成支援              | 12件  | 2件  | 14件 |
| (3)地域人材による家庭支援              | 15件  | 3件  | 18件 |
| (4)地域振興支援                   | 29件  | 0件  | 29件 |
| (5)その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援 | 19件  | 4件  | 23件 |
| 合計                          | 83件  | 12件 | 95件 |

➡ 延べ138自治体において、地域課題解決の取組の実践的なノウハウ・プロセスについて国との共同実証研究を実施(平成25・26年度)



テーマ①「若者の自立・社会参画支援プログラム」取組事例

東京都国立市「自立に課題を抱える若者への社会参加支援体制整備事業」

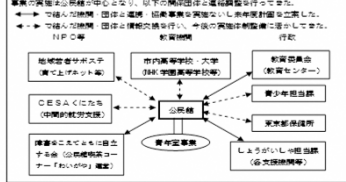
地域の現状・課題

- ・国立市は平成17年には「障害者が当たり前に暮らす街宣言」を行うなど、障害者との共生のまちづくりを進めている。
- ・公民館では、若者の主体的な取組みの一環として「障害者と共に働き学ぶ「喫茶コーナー活動」等が展開されてきた。
- ・近年はこうした取組に、不登校やひきこもりなどの経験をもつ若者の参加が増え、「居場所」や「社会参加」の機会への若者のニーズが多様化している現状が見受けられる。
- ・また、偶発的なきっかけから公民館活動に参加した自立に課題を抱える若者の意欲向上などの効果が見られることがあった。
- ・ひきこもり、ニート・フリーターなど「自立に課題を抱える若者」への支援を担う若者の「居場所」や「社会参加」の仕組みや機会が十分でない現状。
- ・自立に課題を抱える若者の公民館活動への参加促進。

取組概要

- ・今後は、教育委員会をはじめ、関係機関、団体の連携や課題を抱える若者の家族等への支援など、若者当事者のニーズに届く支援体制の整備と社会参加支援モデルの構築が必要と考え、以下の取組を展開。
- ・「自立に課題を抱える若者」当事者（一般の若年層含む）向け講座事業
- ・「自立に課題を抱える若者」の家族向けセミナー事業
- ・本事業の取り組みを広く周知する講演等事業・「青年室活動記録誌」等を発行
- ・関係者研修事業（職員研修、先進地視察等）

（事業実施体制図）



取組のノウハウ・プロセスのポイント

- ・ボランティア・中間的就労支援団体や大学生、学校教育部局等とネットワークを構築。
- ・当事者である若者、その家族、一般市民の対象に応じた講座やセミナー、講演会などそれぞれに効果的なアプローチ手法により学習機会を創出し、課題の解決につなげようとしていること。



若者の居場所「喫茶わいがや」体験活動「山料理と仲間づくり」

成果と課題・今後の展開

- ・活動に参画する間口の拡大。
- ・日本語支援ボランティア団体からの協力申し出により、当初想定していなかった学習困難層（外国人児童・生徒）へのアプローチが可能となり、活動の広がりが見られた。しかし、課題を抱える若者の参加数が当初の見込みより少数にとどまった。今後は、更なる実態把握、関係者間の問題意識の共有が課題。
- ・本事業に取り組んだことから、市長部局においても市の重点施策として組み込まれることとなり、次年度以降はより広い関係機関との連携・協議を進めるとともに、初年度の実施事業で顕在化した参加者ニーズと課題を引き取りつつ、そこから新たな事業実施や活動の継続的支援につなげていく。

テーマ②「地域の防災拠点形成支援プログラム」取組事例

島根県浜田市「弥栄での暮らしそのものが「イザ！」というときの自主防災！～繋がってほしいな弥栄今昔物語全3巻」

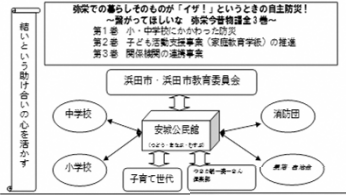
地域の現状・課題

- ・700m級の山間地に位置する安城地区は、人口約800人、高齢化率46.44%、16集落が点在、維持困難な集落もある。国道、鉄道、病院、コンビニもない地域。
- ・近年の水害や雪害等の頻発により、災害時の逃げ場もなく、ライフラインも復旧・確保もままならない。地域特性から2次災害リスクも非常に高い。
- ・安城地区では災害時には、自主防災に頼らざるを得ず、現状を踏まえた早急な防災体制を見直し、構築しなければならない現状。
- ・また、地域が拡散していることにより、子供たちが自力で集まれる場所の喪失、定住施策による、U・Iターン世帯の孤立、児童数の減少から十分な活動機会の確保、地域の暮らし方、地縁を築く伝統文化の伝承が困難といった地域課題。

取組概要

- 第1巻 小・中学校の防災 ～「総合的な学習の時間」「生活科」で住民と伴に学ぶ
  - 小学校 農業体験、学校支援を活用した味噌づくり、保存食による伝統料理づくり、山菜・野草等の地域の備蓄倉庫を知る 他
  - 中学校「弥栄の未来を考えよう ～弥栄の災害から学ぶ 自分たちができること」
- 「自転車発電機に挑戦、炊き出し体験、消防の仕組み、弥栄の過去の災害の話 他
- 第2巻 子ども活動支援事業（家庭教育学級）の推進 ～地元の高齢者から子育て世代への伝承、仲間づくり ネットワークづくりと食を通じた防災」
  - ・保存食づくり、「食」をテーマにした学習会、防災防犯メール活用の呼びかけ
- 第3巻 関係機関の連携事業 ～「防災！」を言葉に行政と消防団と公民館をつなげる
  - ・（自主防災）「チェーンソー講習会」など、地域人材の養成、防災マップ作成、プロジェクト会議開催

（事業実施体制図）



取組のノウハウ・プロセスのポイント

- ・全国各地、とりわけ少子高齢・過疎化する山間地域における自主防災体制構築の取組のモデルとなる。
- ・防災体制構築にとどまらず、それをきっかけとして学校や地域住民とともに、ふるさとについて学ぶ機会を創出し、様々な場面で有効となる地域の絆や地縁を強化することを旨とした取組としていること。

成果と課題・今後の展開

- （第1巻）地域との繋がりの強化（学校支援ボランティア数増加240人→300人）、中学生、教職員の防災意識の向上、学習による地域の防災意識啓発。
- （第2巻）子育て世代と孫もも世代の「子供の食を考える」交流の開始、防災・防犯メールの登録者アップ7.5%→9.3%、公民館新規利用者90人増、地域の世話人（リーダー）が10名誕生。
- （第3巻）学校、消防署、防災士と共同避難所訓練の実施による連携強化、福祉施設との連携強化
- 課題として未だ「誰かがやってくれるだろう」という声もあり、自主防災の必要性が十分認知されていない。防災意識向上を組込んだ取組を継続していくことが必要。



「食の研修会」「チェーンソー講習会」

テーマ④「地域振興支援プログラム」取組事例  
新潟県小千谷市「交流をキーワードにした中山間地の集落活性化支援」

地域の現状・課題

- ・中山間地の各集落は、中越大地震を契機として急激な人口流出により少子高齢化が進行。また、これまでに増加した兼業農家が、近年、慢性的な後継者不足に陥っている状況。
- ・少子高齢化により、学校や保育園の統廃合、地域行事の減少により、地域のコミュニケーションの機会が減少。また、耕作放棄地の増加や、生活技術や伝統文化を後世に伝えることも困難となっている。
- ・平成16年度新潟県中越大地震により全市民が被災、一時避難者となったことにより、地域コミュニティの重要性に気づく。
- ・高齢化によって農業ができない、産業が少なく働く場所がない、雪が多く高齢のため除雪が大変であるといった地域の課題も生じている。

取組概要

「交流を通して様々な人の力を活用し地域課題を解決すること」を基本に、「6次産業化により集落を活性化させ、ふるさとを守りながら生活続けていけること」を目標とした交流・体験・拠点強化に取り組む。

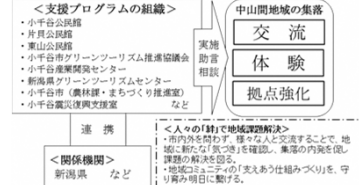
【交流】集落内を歩き地域の現状を知るまちあるき、類似課題を抱える集落が交流する集落間プロジェクト、苗木を育てようプロジェクト

【体験】教育体験旅行の受け入れホームステイ強化を支援、農村集落の持つ力を活用した企業向け農村体験プログラム開発

【拠点強化】6次産業取り組み団体の販売強化、6次産業に取り組む農業者への学習機会提供などアグリビジネスプロジェクト

これらの取組を通じ、地縁や経済的活性的な仕組みを構築する。

(事業実施体制図)



取組のノウハウ・プロセスのポイント

- ・交流を通じ、地域内に留まらず、類似の課題を抱える他自治体も含めた様々な人とのネットワークの構築に取り組む。
- ・全国各地に存在する少子高齢化の中山間地において、経済的側面の活性化も含め、地域が自立するための取組の参考となる。



成果と課題・今後の展開

- ・「まちあるき」を契機に、住民独自に「早朝ウォーク」が発展し、住民活動の活性化が進んだことに伴い、地域資源の再発見、観光ボランティアのスキルアップにもつながった。
- ・共通した課題を抱える地域同士が、課題解決に向けて継続的な交流機会を設けていくこととなった。また、交流会を契機に、市内農家レストランが共同でB級グルメ開発に取り組むことへと波及。
- ・地域活性化に取り組む集落が周辺集落をリードするかたちとなり、学習への機運が醸成された。また、交流した若者が自治体の枠を超えてグループ活動を開始。
- ・しかし、初年度ということから、関係機関や他部局で従来行っていた取り組み手法との相違など、実施に際し事前協議等の調達作業に手間取った。
- ・来年度以降は、関係機関等との連絡調整をスムーズに行うとともに、まちあるきマップの作成など新たな活動を展開し、継続的な地域振興の支援の構築につなげる。

テーマ⑤「その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援プログラム」取組事例  
広島県神石高原町「若者参画による過疎地域活性化事業」

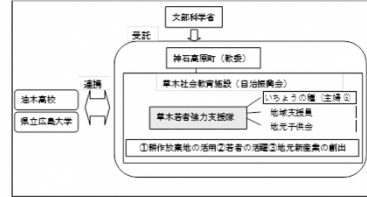
地域の現状・課題

- ・草木地区は人口365名、高齢化率47%、14歳以下の子供も減少を続けている。独居老人世帯の増加、孤独死の危険性も高まっている。食料品店などの商店も全てなくなり、経済的にも成り立たなくなっている。耕作放棄地も農地全体の20%に増加、加えて鳥獣被害も増加している状況。
- ・地域活動にかかわる者も高齢化し、活動の存続が危ぶまれる中、若者が「地域づくり」にどのように意識を持って参加していくか、若者が地域に根付き、希薄化した高齢者との世代間のつながりを再生させ、高齢者を始めすべての住民が安心して暮らせる地域づくりが課題である。

取組概要

- ・「草木地域づくり推進計画」を策定、6分野(①子供の健全育成、②安心な暮らし、③歴史・文化、④自然環境との共生、⑤地域活力の芽生え、⑥人とのふれあいの取組)を実施。
- ・平成25年度においては、⑤、⑥のテーマを重点的に実施。
- ・地元伝統行事を通じた若年層の組織形成
- ・地元高校との連携によるナマズ養殖の学習会開催と耕作放棄地活用による養殖技術の修得
- ・地域活動への若年層の参加  
例えはナマズ養殖に関して、地元高校の教員の知見を学び、住民の協力を得て耕作放棄地を養殖池に整備、婦人会による料理法の研究などによる商品化の研究など、住民らが主体的に学びながら取り組むことを常に注意し、支援に取り組んだ。

(事業実施体制図)



取組のノウハウ・プロセスのポイント

- ・若者の定着など地域活性化のための地域産業創出という困難課題に対して、地元の知的資源を活用し、住民の学びにより課題克服を目指すとする取組スキームは同じ課題認識の地域において有効事例の一つとなる。
- ・若者・高齢者、学校などの関係機関といった地域全体を巻き込みつつ、取組をきっかけとして地域を自ら考えていく姿勢は他地域でも有効な視点である。



成果と課題・今後の展開

- ・全国でも難しいとされるナマズ養殖という分野の事業化を学び、若者たちが自分の得意分野を発揮し自ら計画し、学びあながら事業開始するという一連の学習モデルを実施でき、取組のユニークさから多くの媒体で報道されたことが若者の自信となり、今後の取組への意欲をもたせることができた。
- ・地元町内会・地域支援委員の協力により世代間の絆を取り戻した。また高校、大学など他の教育機関との新たな連携も図り、実施できた。
- ・伝統的な盆踊り・地域の運動会等に積極的にかわり、若者が地域の現状を把握し課題について考えていくきっかけとなった。
- ・舞台となる社会教育施設はお年寄りのサロンの役割が多かったが、取組を通じ、若者を含めた多世代が集う学習活動拠点となりつつある。
- ・課題としては、①多忙な現役世代の参加促進、②農地転用や食品加工にかかる法的規制等への対応、③更なる外部人材の参画、といったことを今後克服していく必要がある。

## 公民館GPで目指したこと……

- ① 公民館など社会教育施設が地域課題解決にあたる際、**地域特性が異なる地域においても活用可能なノウハウやそのプロセスを明らかにし、共有すること。**
- ② 本事業を通じて、**社会教育主事を中心とした社会教育関係職員が地域の中、あるいは行政組織内においても、効果的な取組を進めることが可能となるよう、その資質向上を図っていくこと。**
- ③ ①、②を達成していくことにより、**全国的に社会教育の観点からの人材育成、地域づくり、地域活性化が図られること。**

タテ軸：社会教育を通じた人材育成  
ヨコ軸：必要なネットワークの構築

### 「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」 ～地域力活性化コンファレンスの創設～

(新規)  
27年度予定額 36百万円

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、地域力の活性化のために公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまでに「公民館等支援プログラム」(※)やその他地域力の活性化に資する取組において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発等を行う。

(※公民館等支援プログラム＝平成25・26年度実施「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」)

#### ブロック・コンファレンスの実施内容

- ・各地域が抱える個別課題解決のため、全国の先進的事例や、実際に地域で活躍する関係者らとともに、研究協議を実施。
- ・都道府県・市町村がコンファレンス実施を国から受託。または、都道府県等、大学、企業、関係団体によるコンソーシアムなどが受託。
- ・国は、コンファレンス実施に要する会議費等の所要経費を委託。
- ・各地域で既に実施している研修等と一体的に実施するなどの方式も可能。

#### I. 地域力活性化支援委員会の設置

- ・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
- ・コンファレンスへのアドバイザー支援。
- ・「公民館等支援プログラム」の成果であるノウハウ・プロセスの検証・評価を実施し、有効活用に向けた類型化等を実施。
- ・地域力活性化に資する全国の取組事例の調査分析を実施し、その内容の普及・啓発を実施。

コンファレンス企画審査等：8百万円

支援委員会が各地域を様々な形で支援

#### II. 地域力活性化コンファレンスの開催

- ・全国7ブロックにおいて、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。
- ・「公民館等支援プログラム」を実施した自治体や、自主事業として先進的な地域課題解決の取組を実施する自治体やNPO等がテーマを持ち寄り、事例の検証・共有、研究協議を実施。
- ・協議内容、成果を広く全国へ提供し、地域力の活性化を図る。

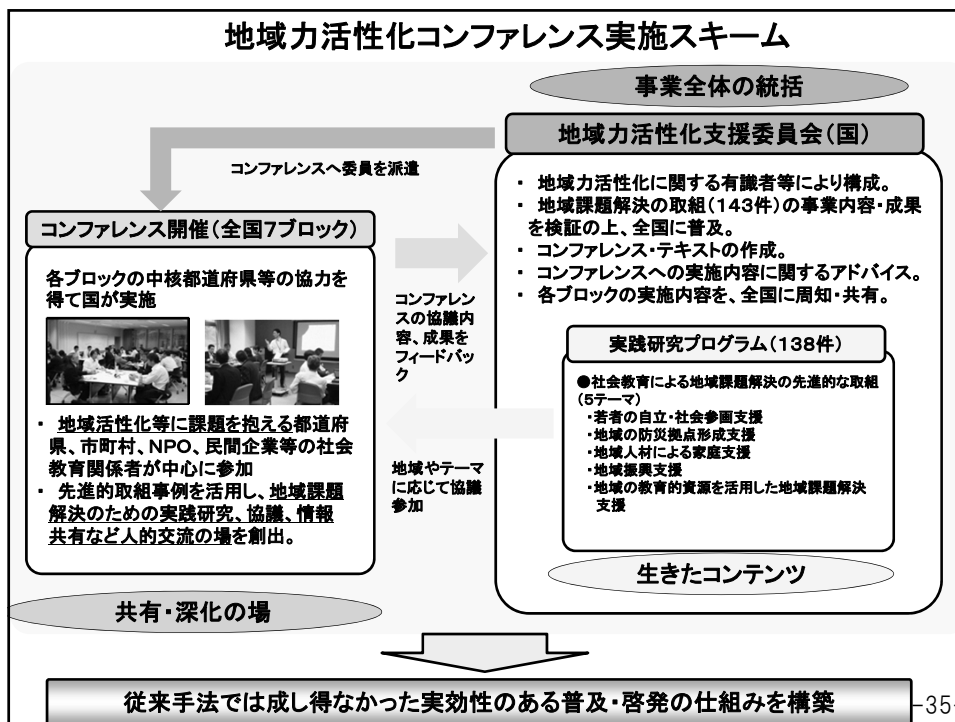
全国7ブロック×4百万円、その他経費：2百万円

コンファレンス (Conference)

－会議、協議会の意。関係者間で共有する問題について協議すること。

(地域力活性化に資する取組事例)

- 【和歌山のびわによる地域振興】(びわ産品販売会)
- 【和歌山のびわによる地域振興】(びわ産品販売会)
- 【和歌山のびわによる地域振興】(びわ産品販売会)
- 【和歌山のびわによる地域振興】(びわ産品販売会)



### 〔事業概要〕

○今後、地方における学びによる地域力の活性化をどう実現するか、行政、民間の幅広い参加者を得て、研究協議(コンファレンス)を実施

- ・都道府県・市町村の社会教育関係部局、首長部局、企業、NPO、社会教育関係団体等の関係者が参加
- ・個別具体的な地域課題解決のために必要な取組について、ワークショップや先進的事例の研究、実際の事業担当者との質疑応答などを通じ、実践的な協議を実施。

○国に設置する「地域力活性化支援委員会」が各地域の課題解決の取組への支援を実施

- ・同委員会の構成メンバーが、各ブロックでのコンファレンスの開催支援にとどまらず、それぞれの地域課題解決を様々な形で支援。
- ・同委員会において、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」で実施した取組を中心に、地域課題解決に向けた公民館等の取組をモデル化したテキストを作成し、ブロックコンファレンス等で活用。

○全国各ブロックごとに、国から委託を受けた都道府県等がコンファレンスを実施

- ・ブロックの中心となる都道府県がブロック内近隣の都道府県、関係市町村等と連携してコンファレンス実施内容を企画し、事業を国から受託して実施(7か所程度)。地域の実情に応じて、1都道府県域内での単独開催も考慮する。
- ・都道府県、市町村、NPO等による実行委員会を組織し、事業受託も可能。
- ・各ブロックの地域性に応じ、開催区域が広域となる場合等には、ブロック内で複数回のコンファレンスを開催するなど、柔軟な実施を可能とする。

-36-

〔今後のスケジュール〕(平成平成26年度末～27年度中)

- ・2月～3月：地域力活性化コンファレンス実施希望都道府県との実施内容面の協議(委託要項の作成)
- ・4月：公募開始(～5月中×切)
- ・7月：委託契約締結
- ・9月以降：地域力活性化コンファレンスの開催
- ・2月以降：事業成果報告書の提出

〔想定される経費〕

1箇所@400万円(予算積算上)

(内訳)

- ・コンファレンス実施会場借料
- ・講師にかかる旅費、謝金
- ・アルバイト等に係る賃金、会議運営請負の雑役務費
- ・必要な物品等の賃貸借料
- ・協議に必要な資料、報告書作成のための印刷製本費
- ・その他消耗品費等

-37-

ESD推進のための公民館－CLC国際会議概要

1. 会議の概要

「国連持続可能な開発のための10年(DES D)」のスタート以来、公民館活動が盛んな岡山市では、公民館を地域のESD推進拠点として、多様な地域課題の解決に取り組む中、2007「公民館サミット in 岡山ー地域づくりとESD推進ー」を開催するとともに、アジア地域において識字教育・職業訓練や住民主体の学習・地域づくり・ネットワーク拠点として地域のESDを推進するCLC(Community Learning Centre)との交流をスタート。



今回、ESDに関する世界会議の關係級会合並びに全体取りまとめ会合が愛知県名古屋において開催されることから、国内並びに海外28か国の公民館、CLC関係者、国連機関、NPO等民間団体、研究者、企業など650名を超える参加者が一堂に会し、

- ①ESD推進における公民館とCLCの重要性を確認する。
- ②公民館とCLCにおけるESDの好事例を共有し、成果と課題を議論する。
- ③持続可能な社会づくりにおける公民館・CLCのビジョンを討議し、その実現に向けた方策を提言する。

これらを目的とする国際会議を岡山市にて開催。

開催日：平成26年10月9日(木)～12日(日)  
開催地：岡山市(岡山コンベンションセンター他市内各公民館)  
主催等：岡山市、公民館・CLC会議実行委員会、文部科学省  
共 催：ユネスコアジア・パシフィック教育事務局(ユネスコ・バンコク事務所)  
ユネスコアジア・パシフィック科学事務局(ユネスコ・ジャカルタ事務所)  
ユネスコ生涯学習研究所、公益社団法人全国公民館連合会

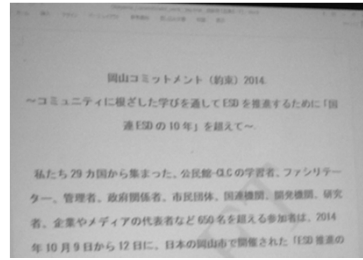


-38-

## 2. 提言「岡山コミットメント(約束)2014」の策定

公民館、CLC活動におけるESDの重要性と、ESDにおける公民館、CLCの重要性の双方について認識を深め理解を広めていくことや、地方や国、地域や地球規模の課題の解決に向けた公民館、CLCでの活動に対して、支援するよう政府、政策決定者、国際機関、企業に働きかけることなど15の「約束」を、本会議の参加者全員の総意として取りまとめられた。

今回の「岡山コミットメント(約束)2014」については、11月10日(月)～12日(水)愛知県名古屋市で開催されたESDに関するユネスコ世界会議において開催されるワークショップを通じて関係者会合に報告された。



## 3. 政策への示唆

- ・持続可能な社会の実現のためには、自発的な学びを通じた地域づくりが不可欠。
- ・公民館・CLCは学びを通じた地域づくりの場であり、多様な人々をつなぐ役割を担う。
- ・フォーマル教育だけでなく、ノンフォーマル教育も重要。  
→教育政策、地方創生としても重要



## 「岡山コミットメント(約束)2014」

～コミュニティに根ざした学びをとおしてESDを推進するために、「国連ESDの10年」を超えて～

岡山コミットメント(約束)2014 ～コミュニティに根ざした学びをとおしてESDを推進するために、「国連ESDの10年」を超えて～ 2014年10月9日から12日まで、岡山市で開催された「ESD推進のための公民館-CLC国際会議～地域で学び、共につくる持続可能な社会～」に29カ国から集まった、私たち公民館・CLC(コミュニティ学習センター)の学習者やファシリテーター、運営責任者をはじめ、国や地方の行政関係者、市民団体、国連機関や開発の関係者、大学等の研究者、企業やメディアの代表者など650名を超える参加者は、コミュニティに根ざした学びを通してESDを継続、拡大していくことを、以下のように約束する。日本では、公民館やコミュニティに根ざした学びへの支援は以前から行われてきているが、岡山市では、「国連ESDの10年」への取組として、2007年の「公民館サミットin岡山」をはじめ、公民館とCLCの交流活動がいくつも積み重ねられてきた。私たちはESDの原則に沿うよう、この成果文書の草案の段階から、透明で開かれた策定のプロセスに積極的に参加してきた。私たちは、策定されたこのコミットメントを、自分たちのものとして共有するものである。

### 1. 私たちの約束(コミットメント)

「万人のための教育(EFA)」と「持続可能な開発目標(SDGs)」の重要な部分をなす、すべての人々に質の高い教育と生涯にわたって学ぶ機会を提供することは、各国の教育および開発の制度の中で中心的な位置を占めなければならない。誰もが排除されない持続可能な社会を築くため、教育の在りようを見直すときには、コミュニティに根ざした学びにこそ、要となる役割が与えられるべきである。公民館・CLC、そしてこれらに類似する施設・機関において営まれるコミュニティに根ざした学びは、各国の教育および学習の制度におけるすべての教育機会の提供者、および関係者と協働した取組となることによって、ESDおよび持続可能な開発のより広汎な目標を達成することにつながるものである。したがって、私たちは個人および集団の構成員という立場で、次に掲げる行動をとることを約束する。

1. 公民館・CLCにおけるESDの重要性と、ESDにおける公民館・CLCの重要性の双方について、認識を広め支持を拡大する。
2. コミュニティ間および問題解決の当事者同士が「実践の共同体」を創り出し、地域および国際社会における持続可能性に関する課題に対応することができるよう、戦略的な連携を強め維持する行動に共に取り組む。
3. 各コミュニティが、地域の発展の過程に当事者として参加する自信がもてるよう、引き続き職員の専門的能力や組織の力量の育成・向上に努めることによって、効率的で機能的な公民館・CLCづくりを着実に進める。
4. 変化する社会のニーズに対処する必要性を理解しつつ、継続的な実践記録の作成や研究活動をとおして、持続可能な社会づくりに、より効果的に貢献できるよう、ESDに関わる革新的な実践をさらに前進させる。
5. すべての人(子ども、若者、成人、高齢者、障がいのある人など)にとつての生涯学習という観点から、資料センターの創設やネットワークの構築、とりわけ姉妹公民館・CLCとの連携をとおして、ESDの先進事例を発掘し共有する。

6. コミュニティが、ESDにおいて気候変動、生物多様性、レジリエンス(跳ね返す力)、防災、食料と栄養の安全保障に関する教育を推進できるよう、力の獲得を後押しする。
7. 表現の自由を拡げるための学びや、平和な社会の構築に向けて、紛争解決のスキルを身につけるための学びの場を設け、広める。
8. 先住民や障がいのある人たちなど、コミュニティにおいて疎外されている人々に対して、柔軟で生活に即した学びの機会を提供し、識字を促進する。
9. 若者が仕事に就くための能力や生活上の技能、市民性を身につけられるよう取り組むとともに、公民館・CLCの活動における若者のリーダーシップを支え、活動の持続可能性と安定性が世代を越えて維持され発展するようにする。
10. 識字におけるジェンダー格差を解消するために少女および女性の教育を重視するとともに、少女および女性が安心できるような家庭や社会環境を築くことによって、社会の発展の過程に女性と男性が共同して参画できる機会を確保する。
11. 各コミュニティが地域の課題を発見し、その解決に向かうため必要な物質的、財政的、技術的な援助をすることによって、文化と生活の多様性を尊重する持続可能なコミュニティが創出されるようにする。
12. 公民館・CLCにおける活動を支援するためには、ボトムアップとトップダウン両方の進め方が必要であることから、総合的で明確な政策が策定されるよう政策当局に働きかける。
13. 資金と技術の供給源として、コミュニティと企業だけでなく、地方、国家、国際レベルでの提供者を獲得する。
14. ESDをおとして地方や国、地域や地球規模の課題解決に取り組んでいる、公民館・CLCにおける活動を支援するよう、政府や政策当局、国際機関、民間企業に働きかける。
15. ESDに関するこのコミットメントを共有する、ユネスコ学習都市世界ネットワーク(GNLC)、ユネスコ・スクール・ネットワーク(ASPnet)、ユニットワン(UNITWIN)/ユネスコチェア(UNESCO Chairs)など、既に存在するかこれから作られるネットワークとの協働を継続する

SDGs(持続可能な開発目標)や新たなEFA(万人のための教育)の最終目標、さらにはそれに関する目標や指標の採択をもって、私たちの仕事が終わるわけではない。私たちは「ポスト2015年」以降も決意と気力を込めてこの約束を守り、ESDの原理に立ち、公民館・CLCにおけるコミュニティに根ざした持続的な人づくりのための学習の諸実践を支えていくつもりであることを明言する。このコミットメントで示された役割や貢献は、私たちの行動を未来に導くものである。私たちは、「国連ESDの10年」を超えてESDを継続し、前進させることを固く約束する。

-41-

## 2. 背景(コンテキスト)

### 持続可能性の危機に対する答えとしての「国連ESDの10年」

私たちは今、持続可能性の危機に直面している。「国連ESDの10年国際実施計画」は、「誰もが教育から恩恵を受ける機会があり、持続可能な未来社会の構築と、現実的な社会変革のために必要な価値観や行動、ライフスタイルを学習することができる機会を得ることができる世界」の実現に、人々が積極的に参画することを勇気づけてきた。持続可能な社会の実現には、社会、経済、環境、文化などの次元が複雑に絡み合った原則を認識して、対処していくことが必要である。近年の増加する紛争は、持続可能な社会づくりに必要な人々の信頼関係を著しく損ねている。

### 持続可能な開発のための教育(ESD)

ESDはフォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育、偶発的な学びなど、あらゆる人のための生涯にわたる、あらゆる場面の教育や学びであることが認識され、尊重される。ノンフォーマル教育と地域に根ざした学びは、子ども、若者、成人が、個人あるいは集団の行動を通じて、自分自身やコミュニティが変容する機会を提供する。

ESDにおいては、原因と結果が複雑に関係し合う課題に対応するため、多面的な取組が必要である。ESDには、当事者性や市民性、参加や能力獲得を重視する、伝統知と現代知の力強い相互作用と補完、都市と農村での環境変化への対応、技術の習得と向上にいたる、包括的な取組方法が含まれている。

### ESD推進のための公民館・CLC国際会議の焦点

コミュニティに根ざした学びの機関は、個人やコミュニティに読解力や数的思考力、生活に必要な技能や職業技術を提供し、自分を地域や世界の課題と結びつけて対処できるようにする。公民館やCLCなどのコミュニティに根ざした学びを促進する機関は、人々の日頃の関心を言葉にし、人々の気づきを促し、自分の問題として受け止めて取り組むよう動機づけ、より持続可能な社会を作ろうという希望を彼らが他の人と分かち合うことを支える場を提供する。公民館・CLCは、多様な問題解決の当事者による集団的で誰も排除することのない取組を通じて、ESDの示す未来を近づけ実現するための大切な足場になるという、独特の役割を持っている。

-42-

### 3. コミュニティに根ざした学びを促進する機関の役割と貢献

#### 全般的な役割と貢献

公民館・CLCなどコミュニティに根ざした学びを推進する機関や、世界中にあるこれらに類似する組織は、「国連ESDの10年」の間、以下の役割を通して、持続可能な社会の実現に大きく貢献してきた。

1. Participation (参加)、Learning (学習)、Action (行動)、Creation (創造)、Empathy (共感)を促すことによって、互いを認め合い、無関心だったコミュニティの住民が積極的に参画するよう変容する、ESD推進のための「PLACE (場)」として。
2. 学校や高等教育機関、行政、企業を結んだコミュニティのネットワークを通じた、フォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育の橋渡し役として。
3. 教育の機会に恵まれない、疎外された子ども、若者、成人が、新たに教育の機会を得ることができる、柔軟で誰も排除されない教育の提供者として。
4. 未来の計画と行動のための足がかりとして、民族や先住民の知恵、および地域の歴史を組み込んだ、生活に即し状況に応える学び方の進行役として。
5. マスメディア、ソーシャルメディア、インターネット、その他のデジタル技術などを活用した、革新的で効果的な学びの媒介者として。
6. 様々な立場や見解があることを互に尊重し合うよう努めながら、平和と社会の一体性に貢献するものとして、世代を超えて共有される知識、学際的な知識、文化の多様性を織り合わせる織り手として。
7. 学習者の生涯を通じた学びを促す、コミュニティ教育の専門職の能力向上のための機関として。
8. 自分本位の考えや行動から、広くコミュニティの利益のための行動へと考え方を転換するよう、個人が力を獲得することを後押しする拠点として。

#### テーマ別の役割と貢献

「国連ESDの10年」の間、私たちは平和、人権、平等など重要で横断的なたくさんの課題に取り組むことを求められてきたが、これらは今後も私たちのコミットメントの方向を示し続けるものになるだろう。そこには、多様な人々の相互理解を通して平和で調和のあるコミュニティを確かなものにする、格差を縮めること、人権を守り発展させること、貧困の撲滅、雇用の不足、健康、食糧と栄養の確保などに応える学習の機会を作ることによって、コミュニティから奪われたものの回復に取り組むことなどが含まれる。

以下のテーマに積極的に関わり続けてきた私たちは、これまでの成果としてそこで果たした役割や貢献を次のように強調したい。

-43-

### 1. 環境保全

私たちは、祖先の知恵、歴史、過去の環境破壊の例を基にした市民の学びを、支援してきた。さらにいくつかのコミュニティでは、学際的な科学に基づいた取り組みによって、持続的な環境保全が実現してきた。

### 2. 防災・減災

私たちは、適切な学びを通じ、また無私、共感、共助に基づいた人々の関係づくりを通して、自然災害や人為災害を跳ね返す力をもったコミュニティを発展させ維持してきた。

### 3. 収入向上・社会的起業・地域活性化

私たちは、自立につながる社会的起業を促進することによって、コミュニティの経済的發展に寄与する、欠くことのできない役割を果たしてきた。私たちは、埋もれた人材を見つけ出し、彼らが実りのあるコミュニティの起業に参加し、地域の心配事や課題を解決するより大きな力を身につけることによって、家族の状態を改善できるようにするための触媒としての役割を果たしてきた。

### 4. 文化的多様性・対話・世代間交流

私たちは、あらゆる人に世代、活動領域、異文化をつなぐ学びを提供することを通して、コミュニティが力を獲得する後押しをしてきた。私たちはジェンダーや年齢、民族性、宗教、言語の多様性を尊重しつつ、コミュニティが公共の価値をもつものとして文化を発見、持続、創造することを支援してきた。私たちは、地域の土地に根ざした知恵や資源を集め、相互の学びに利用してきた。

### 5. リテラシー

私たちは、人権としてすべての人が基礎的な知識と技術を身に付け、豊かな暮らしを手にし、コミュニティが安定した暮らしを確立できるよう、識字を学ぶ機会を提供してきた。私たちは創造のための場を設けるとともに、ESDが広く普及するための新しい学びに挑んだ。情報通信技術(ICT)を含めた技術は、公民館・CLCに重要で新しい契機をもたらした。

### 6. エンパワメント

私たちは、異なったコミュニティには異なったニーズがあることを理解した。それゆえ私たちは、社会的に弱い立場におかれ、疎外されたグループに焦点を当てて、広範囲な問題解決の当事者たちのネットワークシステムを作り上げた。そのことによって彼らの自己肯定感は持続的に高まり、社会発展の過程に積極的に参加するようになり、きちんとした生活とジェンダーの公平さに対する彼らの権利が確立されることになった。

### 7. 政策決定、管理、能力開発

いくつかの国においては、地域に根ざした学びへの政策的支援が行われたことによって、地域での対話、ネットワーク、資源を獲得するための共通の土台が作られた。さらに私たちは、自主的な行動を促し、地域に伝わる価値観と習慣をESDの視点から改めて認め、地域に根ざした学びを支える職員と学習者の能力を向上させる、「学びのコミュニティ」を創造してきた。

-44-



私たちは、2014年9月に採択された「ジャカルタ宣言～CLCを活用したCare(思いやり)、Fair(公平)、Share(分かち合い)の社会～」をはじめとする、これまでの地域的、世界的な会議の成果に敬意を払う。

私たちはこのコミットメントを、学習者や管理運営の責任者、政府などが、具体的な政策や行動を起こすための対話に取り組むきっかけとなるよう活用していきたい。

私たちは、地域に根ざした学びが持続可能な人づくりにとって極めて重要であることを強調するために、「ポスト2015年」の開発と教育アジェンダ策定に寄与することを目指して開かれる地域、国家、国際レベルでのフォーラムに参加することを予定している。具体的には、まもなく開催される今年11月の愛知県・名古屋市でのESDに関するユネスコ世界会議、2015年5月に韓国仁川で予定されている世界教育フォーラム、2015年3月に仙台で開かれる国連防災世界会議、2015年9月に採択予定の持続可能な開発目標(SDGs)の策定に向け国際連合によって進められる様々な議論の場を借りて、私たちのESDへの貢献を訴え、ESDへの私たちのコミットメントを再確認していきたいと考えている。

謝辞 主催者である岡山市、公民館・CLC実行委員会、日本の文部科学省、および共催者であるユネスコアジア太平洋地域教育事務局(ユネスコ・バンコク)、ユネスコアジア太平洋地域科学事務局(ユネスコ・ジャカルタ)、ユネスコ生涯学習研究所(UIL)、全国公民館連合会ほか、すべての機関とこの会議を組織するために働いたすべての人びとに感謝する。特に、岡山市の市民のみなさんと公民館の温かいもてなしに、心から感謝したい。

2014年10月11日、岡山県岡山市において採択。  
ESD推進のための公民館-CLC国際会議 参加者一同

-45-

## ②学校・家庭・地域の連携に向けて

-46-

# 学校・家庭・地域の連携協力に関する法的根拠

## 教育基本法

<抄> \* 全面的な改正法がH18.12公布

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

## 社会教育法

<抄>

(国及び地方公共団体の任務)

第3条

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することになるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

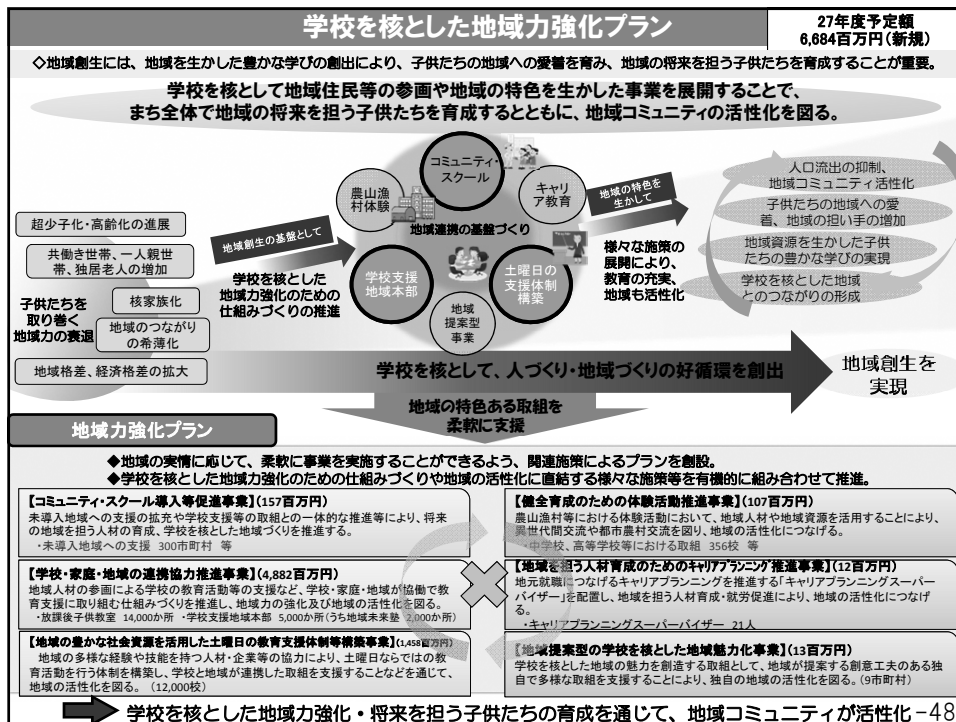
第5条

5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(中略)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

-47-



## 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(平成26年度予算額 3,814百万円) 【補助率】 国 1/3  
 平成27年度予定額 4,882百万円(新規改組) 都道府県 1/3  
 市町村 1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、学校支援地域本部を活用し、中学生を対象に大学生や教員0Bなど地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施する。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、新たに策定した放課後子ども総合プランに基づき、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

**〈都道府県〉 推進委員会**

- 域内の他事業との連携や教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動推進員等の研修の実施
- スクールヘルスリーダーによる子供の健康等に関する指導助言等

**〈市町村〉 運営委員会**

- コーディネーター等の配置
- 活動内容、安全管理方策、運営方法の検討

**地域人材等の参画**

教育活動推進員・学習支援員  
 放課後児童クラブ  
 (厚労省)

多数のボランティア等  
 家庭教育支援員

**学校 (教職員)**

**地域コーディネーター**

ニーズ把握  
取組内容の企画調整  
人材等のマッチング

**家庭 (保護者)**

**地域の多様な人材**

**重点施策**

- 授業等の学習補助 5,000か所  
 ・部活動指導補助  
 ・学校行事支援  
 ・学校環境整備  
 ・登下校の見守り等
- 学習が遅れがちななどの中学生を対象とした原則無料の学習支援を新たに実施(地域未来塾) 2,000箇所
- 活動拠点(居場所)の確保 14,000箇所  
 ・放課後等の学習指導  
 ・自然体験活動支援  
 ・文化活動支援 など
- 放課後児童クラブとの一体型を中心とする放課後子ども総合プランの推進
- 家庭教育支援員の配置 1,000か所  
 ・家庭教育支援チームによる相談や支援  
 ・親への学習機会の提供など
- スクールガードリーダーによる学校安全体制の整備等 1,800か所

地域の实情に応じて有機的に組み合わせて実施可能 -49-

**学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化**

## 学校支援地域本部

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施  
 (平成26年度予算額 38億円の内数) 【補助率】 国 1/3  
 平成27年度予定額: 49億円の内数(新規改組) 都道府県 1/3  
 市町村 1/3

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施

**学校支援地域本部**

支援内容や方針等についての合意形成(関係者により構成される協議会など)

**(地域)コーディネーター**  
 (活動の企画、学校・地域との連絡・調整)

**学校支援ボランティア**

**参画**

**地域住民等**

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など地域全体で活動に参画・協力

**学校**

教頭・主幹教諭等、学校側の窓口

**教員**

学校教育活動

**支援・協力依頼**

**学校支援活動**

【活動の例】

- 学習支援(地域未来塾)  
 (中学生を対象とした原則無料の学習支援)
- 授業補助
- 部活動支援(部活動の指導補助)
- 環境整備  
 (図書室や校庭などの校内環境整備)
- 学校行事支援  
 (会場設営や運営等の補助)
- 子供の安全確保  
 (登下校時の通学路における見守り等)

-50-

**地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る**

## 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 ～地域住民の協力を得て、地域未来塾を新たに開講～

### 地域未来塾について

**中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施**

- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生への学習支援を実施
- ◆ 地域住民が参画する学校支援地域本部の活用により、原則無料(\*)の学習支援  
(\*参加者が一部実費等を負担する場合あり)
- ◆ 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点からの支援が可能 (27年度予算額: 207百万円 ※学校・家庭・地域の連携協力推進事業の27年度予算額4,682百万円の内数)

\* 学習が遅れがちな中学生に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着

\* 高等学校等進学率の改善や学力向上

**学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る**

**全生徒を対象とした学習支援の事例**  
【東京都内のある中学校の取組】  
※学校支援地域本部を活用

<放課後学習支援>

- ・対象は中1～3の希望者
- ・年間約80回 (学期中の週2回(2時間程度))
- \* 空き教室を利用、無料
- ・指導員による個別指導と自習
- \* 指導員: 教員志望の講師や大学生など

平成31年度末までの目標数  
※学校支援地域本部を活用した学校数

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| H27年度                  | H31年度                  |
| 2,000<br>中学校区<br>(20%) | 5,000<br>中学校区<br>(50%) |

学校数の増加と  
内容の充実

現在【H26年度】  
700中学校区  
が学習支援を実施  
(公立全中学校の7%)

-51-

※学校支援地域本部: 地域人材の参画により、学校の教育活動(授業、部活動等)を支援する取組(H27年度5,000中学校区で実施、補助率1/3) 【H26年度実施状況】3,746本部 (小学校6,244校 中学校2,814校)

## 放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施  
(平成26年度予算額 38億円の内数)  
平成27年度予算額: 49億円の内数(新規改組)

【補助率】  
国 1/3  
都道府県 1/3  
市町村 1/3

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要

**放課後子供教室**  
(文部科学省)

コーディネーター

連携協力

教育活動推進員  
教育活動サポーター

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

『放課後子ども総合プラン』  
として、実施 (H26.7月策定)

双方で情報共有  
< 学校区毎の協議会などで取組を促進 >

取組の企画、担い手確保、全体調整  
放課後児童クラブに登録している児童の参加を促進

**放課後児童クラブ**  
(厚生労働省)

放課後児童クラブ指導員

放課後児童クラブに参加している子供が  
放課後子供教室の共通プログラムに参加

【共通のプログラム】

- 室内での活動
  - ・ 学習支援(宿題の指導、予習・復習、補充学習等)
  - ・ 多様な体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等)
- 校庭・体育館での活動
- スポーツ活動(野球、サッカー、一輪車)など

小学校など

- ・ 余裕教室等を提供
- ・ 学校敷地内の専用施設を利用
- ・ 体育館などの一時利用の促進

平成31年度末までの目標数

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【H27年度】<br>14,000か所 | 【H31年度】<br>20,000か所<br>約半数は放課後<br>児童クラブと一体型 |
|---------------------|---|

現状【H26年度】  
12,000か所

参画  
大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材

平成27年度施策

- ① 全ての子どもたちを対象とした学習支援・プログラムの充実
- ② 一体型または連携型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を計画的に整備

-52-

## 「放課後子ども総合プラン」の全体像 (平成26年7月31日策定)

### 趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

### 国全体の目標

○平成31年度末までに  
**放課後児童クラブ**について、約30万人分を新たに整備  
(約90万人→約120万人)  
 ・新規開設分の約80%を小学校内で実施  
**全小学校区**(約2万カ所)で**一体的に又は連携して**実施し、うち1万カ所以上を**一体型**で実施  
(約600カ所→1万カ所以上)を目指す  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用  
※放課後子供教室の充実(約1万カ所→約2万カ所)

### 市町村及び都道府県の取組

○国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載  
 ○市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、  
 ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量  
 ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策  
 などを記載し、計画的に整備  
※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとして策定可

### 市町村及び都道府県の体制等

○市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化  
 ○「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

### 学校施設を徹底活用した実施促進

○**学校施設の活用**に当たっての責任体制の明確化  
 ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化  
 ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○**余裕教室の徹底活用等に向けた検討**  
 ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○**放課後等における学校施設の一時的な利用の促進**  
 ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

### 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施


○**一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方**  
 ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

### 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○**放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携**  
 ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討  
 ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



## 学校施設(余裕教室等)の一層の活用促進について

**新たに開設する放課後児童クラブの約80%(H31年度末)を小学校内で実施**  
**放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50%(H25年度)**

「放課後子ども総合プランについて」(抄)

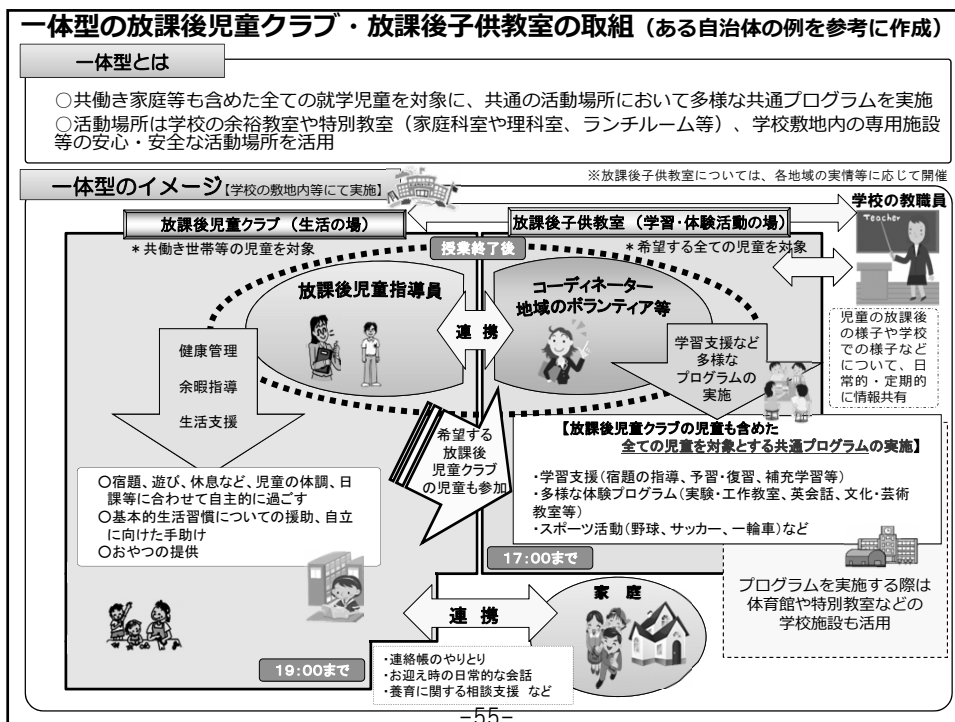
(1) 学校施設の活用にあつた責任体制の明確化  
 ○実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる

(2) 余裕教室等の活用促進  
 ○**余裕教室の徹底活用等に向けた検討**  
 ・運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議  
 ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要  
 ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る  
 ○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等  
 ・放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討

(3) 放課後等に一時的に使われていない教室等の積極的な活用  
 ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施している時間帯のみの活用を含め、学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進  
 ・放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保するため、専用区画のほか活動場所の一時利用を積極的に促進

➡ **教育委員会が福祉部局と連携しつつ、一体型の運営に両部局が責任を持つこと、好事例の周知、必要な予算措置、総合教育会議の活用等を通じて、放課後児童クラブや一体型を中心とした取組に対して学校施設の一層の活用促進を図る**

-54-



## 土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

### 1. 改正の背景・趣旨

- 土曜日において、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためは、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、**学校教育法施行規則を改正(平成25年11月29日公布・施行)**。

### 2. 主な改正内容

**【改正前】**

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で以下の通り規定。
  - 第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、**特別の必要がある場合は、この限りでない。**
    - 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
    - 二 日曜日及び土曜日
    - 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日  
(※中学校、高等学校等においても同様)

**【改正後】**

- 公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化。
  - 第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、**当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。**
    - 一～三 (略)  
(※中学校、高等学校等においても同様)

-56-

## ＜参考＞ 土曜日の教育活動の形態

子供たちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

### ① 「土曜授業」について

そうした形態のうちの一つが、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です(下図①)。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

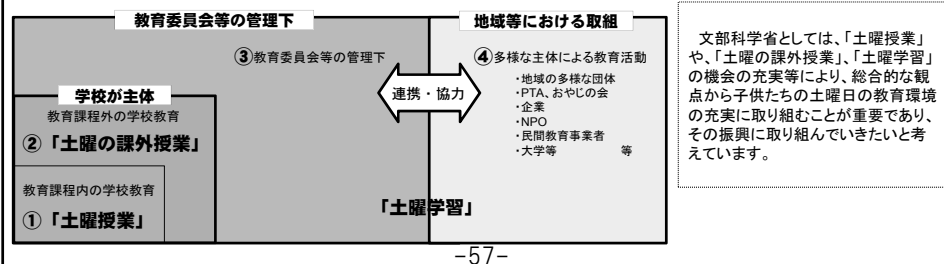
### ② 「土曜の課外授業」について

このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります(下図②)。

### ③+④ 「土曜学習」について

また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの(下図③)と、主体が公的でないもの(下図④)があります。例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

### ＜土曜日の教育活動について＞



-57-

## 土曜日の教育活動推進プラン

平成26年度から実施

### 背景・意義

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がある。そのための方策の一つとして、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることを明確化したところ。
- 平成26年度から新たに質の高い土曜授業の実施のための支援策や、企業・団体等の外部人材を活用して地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など様々な活動を促進するための支援を実施。平成27年度は、地域の要望等を踏まえ、プログラムの内容を充実するとともに実施校数の拡充を図ることによって、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を實現。

### 平成27年度予算案のポイント

#### ① 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(15億円)(12,000か所)(H26:13億円,約5,000か所)

体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや企業・団体等の協力による多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育活動を行う体制を構築し、地域の活性化を図る。

土曜日に年間約10日程度の多様な教育プログラムを実施するためのコーディネーターと土曜教育推進員の謝金及び教材費(補助率:1/3)  
(小学校:約8,000校区、中学校:約2,500校区、高等学校等:約1,500校区)

#### ② 土曜授業推進事業(1億円)(H26:1億円)

全国的に普及できる質の高い土曜授業の先進的なモデルの研究開発を行うため、効果的なカリキュラムの開発、土曜授業コーディネーターの配置、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援。  
(平成26年度の取組例)

総合的な学習の時間を活用した地域に関する学習、キャリア教育、英語教育、学校行事の地域への公開、各教科における補充学習、発展的学習、習熟度別学習、等

・全国約32地域(約160校程度)をモデル地域として指定し、月1回程度、土曜日ならではの特色を生かし、質の高い土曜授業を実施するため、カリキュラム開発や土曜授業コーディネーターの謝金、特別非常勤講師の報酬、外部人材の謝金・旅費、民間事業者の活用等を支援  
・国における検証会議の開催、事例集の作成等

-58-

### (参考) 土曜日等の教育活動の実施予定状況

(H26文部科学省調べ)

○公立学校における土曜授業の実施予定状況(約5,600校で実施予定)

|      | 実施予定校数  | 実施予定割合 |
|------|---------|--------|
| 小学校  | 約3,600校 | 約17%   |
| 中学校  | 約1,800校 | 約18%   |
| 高等学校 | 約200校   | 約6%    |

○学校が場所を提供し、「土曜学習」の実施を予定している学校数(約6,600校で実施予定)

|      | 実施予定校数  | 実施予定割合 |
|------|---------|--------|
| 小学校  | 約5,000校 | 約24%   |
| 中学校  | 約800校   | 約9%    |
| 高等学校 | 約800校   | 約21%   |

○土曜授業、土曜の課外授業、土曜学習(学校が場所を提供)を、いずれか一つでも実施予定である学校数(約12,700校で実施予定)

|      | 実施予定校数  | 実施予定割合 |
|------|---------|--------|
| 小学校  | 約7,900校 | 約38%   |
| 中学校  | 約2,700校 | 約27%   |
| 高等学校 | 約2,100校 | 約57%   |

# 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

(平成26年度予算額 1,333百万円)

平成27年度予定額 1,458百万円 (新規改組)

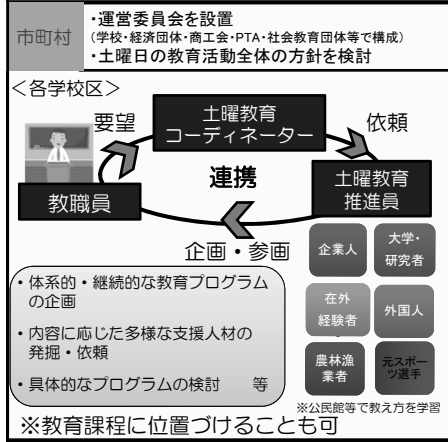
全ての子どもたちの土曜日の教育活動を充実するため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町村等の取組を支援することにより、教育支援に取り組む体制を構築し、地域の活性化を図る(4,850か所 → 12,000か所)(小学校・中学校・高校など) ※平成26年度土曜日の教育活動を実施している学校数: 約12,000か所(約4割)

【補助率】

|      |     |
|------|-----|
| 国    | 1/3 |
| 都道府県 | 1/3 |
| 市町村  | 1/3 |

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの生きたプログラムを実現！

## ◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



### 社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

- ★算数・数学  
エンジニアによる  
使える算数・数学講座
- ★理科:  
研究者による科学実験教室
- ★外国語:  
在外経験者による英会話
- ★総合学習  
企業等との協働による  
キャリア教育・商品開発等
- ★文化・芸術  
文化・芸術活動団体による茶道の作法など伝統文化の良さを理解してもらうための講座

＜教員とのTTTによる数学＞  
＜市民講師による英会話＞

すべての子どもたちの土曜日の教育支援体制等の構築

## 「土曜学習応援団」の企業・団体・大学等にお願いしたいこと

H27.1

### 依頼事項

学校等が行う土曜授業等に**出前授業の講師として参加をお願いします**  
(可能であれば、関連企業・団体等へ土曜学習応援団の紹介をお願いします)

#### 参加の仕方

**出前授業の講師として参加**

など

#### 分野

##### キャリア教育

自然体験  
食育教室  
実験・工作  
ビジネススキル  
グローバル人材育成  
文化芸術・スポーツ  
学力向上  
など

#### 形態

##### 出前授業

農業体験  
施設見学  
屋外での  
体験活動  
など

#### 連携先

##### 学校

市区町村  
都道府県  
教育委員会  
など

さまざまな連携のかたちがあります

※具体的プログラムの実施方法・内容は、連携先と相談のうえ、決めることとなります。  
(幼稚園・保育園～高校までの子供への支援、親子での参加も)

### Q & A

Q.土曜学習応援団になるメリットは？

A.出前授業等にご協力いただくことで、子どもたちは豊かな経験を積むことができ、**社会に役立つ人材育成に貢献するなかで、地域との連携ができて、取組に対する理解が得られるなど、企業イメージが向上します。**  
応援団になっていただくと、**文部科学省が、取組をホームページや自治体への説明会などで広く周知します。**

Q.出前授業等の具体的な実施にはどうしたら良い？

A.当面は**企業・団体・大学等の連絡窓口と協力内容を登録いただき、学校等からの依頼を文部科学省からご連絡します。**やりとりを重ねる中で、学校等から直接ご連絡することもあります。

#### 参考

- 土曜学習の実施主体は、その学校を設ける自治体です。
- 自治体では、**教育委員会の社会教育課等の部署**が担当しています。
- 土曜学習だけでなく、平日や土曜日の授業、放課後の活動への出前授業も実施可能です。

Q.土曜学習応援団になると何か負担がありますか？

A.土曜授業等への出前授業の講師として参加や土曜学習応援団の紹介をお願いしますが、土曜学習応援団の賛同に際し、**協賛金等の負担をお願いすることはありませんし、実施の条件が合わない場合は、実施を見送っていただいてもかまいません。**できる範囲でご協力をお願いします。

Q.取組に対する助成措置はありますか？

A.助成措置は**自治体の判断**となります。謝金や旅費等があることもありますが、無償でお願いすることもあります。  
なお、文部科学省では、自治体が出前授業の講師等に支払う講師謝金等に対して**自治体向けの補助事業**を新設しました。  
(文部科学省の支援は2,200円/時間まで)



## 土曜学習応援団について



**賛同企業・団体**

野村グループ  
カシオ計算機株式会社

**事例紹介**

野村グループ

野村グループは、幅広い年代を対象とした画期的リテラシー教育の90年代から取り組んでいます。海軍、運輸支隊、防衛施設、5-イブランチなどもテーマとした体験型のプログラムも小中高校向けに実施し、子供たちの生きる力の養成を促進しています。

**NOMURA**

<http://www.nomurabedings.com/ko/en/press/kyokai/education.html>

賛同企業等の一覧や各企業等の取組を紹介

【文部科学省の土曜学習応援団特設HP】

<http://doyo.mext.go.jp>

<平成27年1月15日現在の賛同企業・団体・大学等（敬称略）>

○賛同数：186

<企業・経済団体等>

花王、ダスキン、パナソニック、日立、加計計算機、キヨマ、ゼンショー、東洋ライオン、伊藤園、ミヨホーム、第一電機測器、三菱商事、アヲック、野村ホールディングス、SMBC日興証券、損保ジャパン日本興亜ホールディングス、MS&SD印刷・印刷・ケース、SMBCコム・マーケティング、第一成和事務所、読売新聞社、朝日新聞社、産業経済新聞社、中日新聞社、凸版印刷、KDDI、ニチ学館、東京書籍、アコム、杉本製作所、ケス、教育と探求社、ILH、フカフカ、ケル・コミュニケーション、情報技術開発、アウカム、CA Tech Kids、日本ヴォーグ社、ヴォーグ学園、トム、バウワウ通信社、ルノア、アライヴ社、LIXILエバ、ひあ、チムス社、ジャパン・アガ、ドリム&トル企画、東京演劇集団 風、マツダ&和花・花、日本経済団体連合会、日本貿易会、全国信用金庫協会、岐阜信用金庫など37信用金庫、日本証券業協会、全国銀行協会、日本損害保険協会、日本北信協会

<団体>

日本青年会議所、豊田青年会議所、日本PTA全国協議会、全国高等学校PTA連合会、全国国立大学附属学校PTA連合会、NPOおやし日本、NPOおやし日本連盟、全国子ども会連合会、修養団、育てる会、日本PCA教育振興会、日本レクリエーション協会、社会通信教育協会、全国社会教育委員連合会、日野社会教育センター、デルタハウス 理科実験グループ、全国消費生活相談員協会、日本博物館協会、国立科学博物館、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、奈良文化財研究所

所、

おやし太平洋無形文化遺産研究センター、国立青少年教育振興機構、国立利用記念青少年総合センター、国立大雷青少年交流の家など27施設、自然体験活動推進協議会、日本青年館、日本オーストラリア協会、日本数学検定協会、NPO日本コース時事能力検定協会、NPO日本語検定委員会、日本舞踊協会、落語芸術協会、ジュニア音楽文化振興会、全日本ボランティア指導者協会、NPO芸術資源開発機構、武士道剣会、NPO情熱の赤いバレー協会、日本手芸普及協会、B&G財団、未来ラボラス、NPO教育支援協会、放課後NPOファーストステップ、ジュニアフェスティバル協会、NPO日本サッカー・アソシエーション協会、NPOアゲアゲクラブ、NPO日本こどものための委員会、NPOアクト、マナーアッププロジェクト、アフレ、日本学生社会人ネットワーク、EDUPEDIA、体験の風をおこそう運動推進委員会、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会、e-ネットクラブ、夢らくぞうプロジェクト、危険学プロジェクトグループ、

<大学等>

高1科特設加速器研究機構、高知工科大学、北里大学 一般教育部自然科学教育センター化学単位、東京慈恵会医科大学総合医科学研究センター-基礎研究施設（分子細胞生物学）、香川栄養学園 女子栄養大学生涯学習センター、国立高等専門学校機構、

<関係省庁等>

自衛隊 東京地方協力本部 港出張所

○その他：約140社・団体と交通中

## IV. 地方創生と社会教育行政

## 地方創生に社会教育行政が果たす役割

○まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

### I. 基本的な考え方(抜粋)

#### 1. 人口減少と地域経済縮小の克服

このように、地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル(悪循環の連鎖)に陥るリスクが高い。

そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。



-63-

### (基本的視点)

#### ①「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

#### ② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

#### ③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

-64-

## 「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について

都道府県及び市町村は、それぞれ、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「まち・ひと・しごと創生法」の規定に基づき、策定するよう努めなければならない。地方版総合戦略の策定にあたっては、国の総合戦略を勘案すること。

各地域で住民が自律的に地域コミュニティを維持・再生したり、自らの課題を解決していく社会とするためには、「地方版総合戦略」に、社会教育に関する取組を盛り込み、「学び」を通じた「住民主体の地域づくり」を促進していくことが必要。

-65-

## ○社会教育・生涯学習関連の記述(抜粋)

[総合戦略P46～47]

- (4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、  
地域と地域を連携する  
(ア)中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

### 【主な施策】

#### ◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

「中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。  
(～中略～)また、文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。」

-66-

〔総合戦略P54～55〕  
(キ)ふるさとづくりの推進

【主な施策】

◎ (4)-(キ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

「ふるさとづくりの成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニューなどを情報提供すること等により、ふるさとづくりを推進する組織やふるさとづくり活動の地域における核となる人材の育成を推進するとともに、それぞれの「ふるさと」の誇りの源泉となる固有の自然や歴史、文化等について、今一度、体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体やNPO等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育など様々な機会において学ぶ活動を推進する。」

-67-

「まち・ひと・しごと地方創生」に関する交付金について

【平成26年度補正予算(国)】

「地域住民生活等緊急支援のための交付金」創設(4,200億円)

○地域消費喚起・生活支援型(2,500億円)

・プレミアム商品券、ふるさと名物商品券・旅行券などに充当。

○地方創生先行型(1,700億円)

(基礎交付:1,400億)地方版総合戦略策定のための経費 等

(上乗せ交付:300億)

以下の点を踏まえ、交付

①政策5原則(※)等からみた事業等の内容(メニュー例への対応を含む)

②地方版総合戦略の策定状況

※「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1)自立性 (2)将来性 (3)地域性 (4)直接性 (5)結果重視

26年度補正予算については、緊急的な措置。27年度にかけて執行が見込まれる。28年度以降は、引き続き国から地方創生に資する取組みへの交付金等の措置の可能性があり、**交付対象事業は、地方版総合戦略の内容に基づいた事業となることが想定される。**

-68-

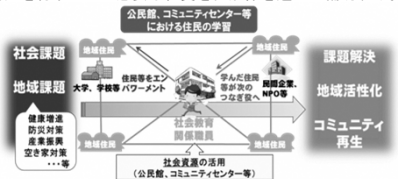
## 7-0 住民の主体的な地域課題解決・まちづくりの推進のための学習の支援

7. 小さな拠点  
(多世代交流・多機能型拠点)

### 事業の内容

#### 事業の概要・目的

- 少子・高齢化と人口減少、厳しい財政状況の一方、行政が対応すべき地域課題・社会課題は増大しており、「小さな拠点」を核とした地域の形成を進めるにあたっては、住民が行政の側面支援を受けながら、自主的・自律的に自らの課題を解決し、地域コミュニティを維持・再生していくことが求められるが、そこにおいては必要不可欠な「学習」に対する支援が必要。
- 具体的には、地域住民が既存の公民館やコミュニティセンター等の公共施設を活用し、様々な地域の団体とも協働しながら、自主的・自律的な地域課題解決・まちづくりを推進するために必要となる学習の支援（社会教育・生涯学習）を行うために必要な経費を自治体を通じて補助する。



#### 事業ごとの重要業績評価指標 (KPI) の例

- 【アウトカムベースの指標例】
- 住民と行政の協働により地域課題の解決が達成できた。
- 【アウトプットベースの指標例】
- 自治体内での住民の自律的・自主的な取組の増加・充実。

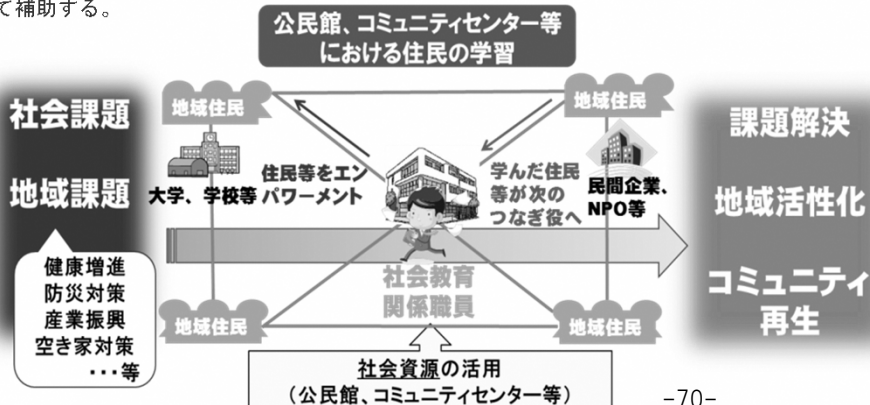
### 取組例

- 多世代交流・次世代育成（秋田県北秋田市）  
市が抱える①過疎化、②若者の県外流出、③市民協働体制の確立の3つの課題に対し、公民館の職員がコーディネートを行い、市民によるワークショップ、若者定住化策として若手農家のイメージアップ、生産物のブランド化、県立高校と連携した商品開発や市民参加の高校生イベントの実施、小学校と公民館の共催による防災キャンプの実施等を通じ、多世代交流を図りながら、次代の地域を担う人材育成を行っている。
- 過疎地における地域防災（島根県浜田市）  
中山間地に存在し、過疎・高齢化が進み、災害時に孤立する可能性が高い弥栄地区では、公民館が中心となり、地域の伝統食を活用した保存食の作成や自主防災講座、小・中学生への地域文化の伝承を通じた防災意識の向上など、地域の絆を強めつつ自主防災体制を構築するための取組を行っている。
- 高齢社会対策（愛媛県新居浜市）  
市内の泉川地区では、公民館を中心に組織された「まちづくり協議会」が様々なテーマに沿い、住民主導のまちづくりのための取組を実施。その一環として、高齢化社会に伴い、拡大する医療・介護費の削減を目指し、住民自身による意識調査やワークショップ、ウォーキングの実施などにより、地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組んでいる。
- 地域の特産品開発（北海道占冠村）  
過疎化・高齢化が進む村の活性化に向け、地域住民と行政が協働し、海外の専門家からノウハウを学びながら、村に自生するカエデの木からメープルシロップを作製し、村の特産品として開発を進めている。その実績から、北海道庁観光部局との連携により、近隣市町村にも取組が広がりにつつある。

-69-

## 事業の内容

- 少子・高齢化と人口減少、厳しい財政状況の一方、行政が対応すべき地域課題・社会課題は増大しており、「小さな拠点」を核とした地域の形成を進めるにあたっては、住民が行政の側面支援を受けながら、自主的・自律的に自らの課題を解決し、地域コミュニティを維持・再生していくことが求められるが、そこにおいては必要不可欠な「学習」に対する支援が必要。
- 具体的には、地域住民が既存の公民館やコミュニティセンター等の公共施設を活用し、様々な地域の団体とも協働しながら、自主的・自律的な地域課題解決・まちづくりを推進するために必要となる学習の支援（社会教育・生涯学習）を行うために必要な経費を自治体を通じて補助する。



-70-

## 取組例

### ○多世代交流・次世代育成（秋田県北秋田市）

市が抱える①過疎化、②若者の県外流出、③市民協働体制の確立の3つの課題に対し、公民館の職員がコーディネートを行い、市民によるワークショップ、若者定住化策として若手農家のイメージアップ、生産物のブランド化、県立高校と連携した商品開発や市民参加の高校生イベントの実施、小学校と公民館の共催による防災キャンプの実施等を通じ、多世代交流を図りながら、次代の地域を担う人材育成を行っている。

### ○過疎地における地域防災（島根県浜田市）

中山間地に存在し、過疎・高齢化が進み、災害時に孤立する可能性が高い弥栄地区では、公民館が中心となり、地域の伝統食を活用した保存食の作成や自主防災講座、小・中学生への地域文化の伝承を通じた防災意識の向上など、地域の絆を強めつつ自主防災体制を構築するための取組を行っている。

### ○高齢社会対策（愛媛県新居浜市）

市内の泉川地区では、公民館を中心に組織された「まちづくり協議会」が様々なテーマに沿い、住民主導のまちづくりのための取組を実施。その一環として、高齢化社会に伴い、拡大する医療・介護費の削減を目指し、住民自身による意識調査やワークショップ、ウォーキングの実施などにより、地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組んでいる。

### ○地域の特産品開発（北海道占冠村）

過疎化・高齢化が進む村の活性化に向け、地域住民と行政が協働し、海外の専門家からノウハウを学びながら、村に自生するカエデの木からメープルシロップを作製し、村の特産品として開発を進めている。その実績から、北海道庁観光部局との連携により、近隣市町村にも取組が広がりにつつある。

-71-

## V. 教育委員会制度改革

-72-

## 現行の教育委員会制度の概要

### 教育委員会制度の趣旨

#### ○政治的中立性の確保

⇒教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。

個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

#### ○継続性・安定性の確保

⇒特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

#### ○地域住民の意向の反映

⇒教育は地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

-73-

## 教育委員会について指摘されている課題

### 責任の明確化

⇒教育委員長と教育長のどちらが責任者であるかわかりにくい。

### 迅速な危機管理対応

⇒緊急時に機動的な対応ができない。

### 首長の意向の反映

⇒選挙で示された民意を教育行政に反映する必要がある。

### 国との関係

⇒国が地方の法令違反等の場合に最終的な責任を果たせるようにする。

- ◆教育委員会制度に対して繰り返し指摘されてきた課題
- ◆教育行政の問題をめぐる象徴的な事案が相次いで発生  
(いじめによる自殺事案、体罰による自殺事案等)

➡ **教育委員会制度改革に向けた議論・養成の国民的な高まり**

-74-

## 教育再生実行会議第二次提言(平成25年4月15日)

- 首長が直接任免する教育長が地方公共団体の教育行政の責任者
- 教育委員会は、
  - ・基本方針などについて審議を行う。
  - ・教育長に対し大きな方向性を示す。
  - ・教育長による教育事務の執行状況のチェックを行う。
- 政治的中立性等を確保するため、教育長が重要事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。

## 中央教育審議会への諮問(平成25年4月25日)

⇒教育再生実行会議の提言を踏まえ、具体的な制度設計について議論。

## 教育委員会制度改革 (教育委員会制度の抜本的な改革)

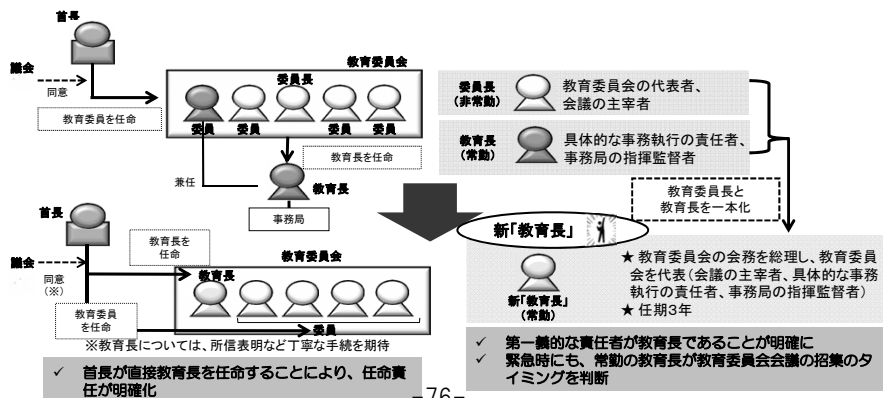
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年6月13日成立、平成27年4月1日施行)

### 法律の成立

⇒「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の成立(平成26年6月13日)

#### POINT① 教育長

#### 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置





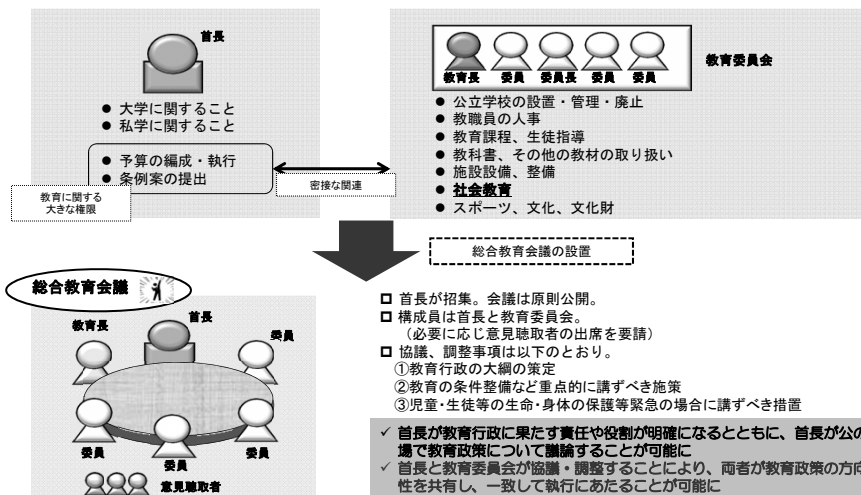
**POINT②**  
教育委員会

**教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化**

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
  - 教育委員によるチェック機能の強化のため、
    - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
    - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
  - 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

**POINT③**  
総合教育会議

**すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置**



**POINT④**  
**大綱**

**教育に関する「大綱」を首長が策定**

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

✓地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

**➡ 新制度は平成27年4月1日施行**

**今後に向けて**

⇒ 制度改革の趣旨を全うし、新たな教育委員会制度をしっかりと機能させていくためには、教育委員の人選や教育長の任命にあたっての工夫、事務局体制の充実など、関係者の自覚と不断の努力が求められる。

-79-

(参考)

-80-

人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業

＜生涯学習政策局情報教育課＞

平成27年度予算額 142百万円(新規)

課題・背景

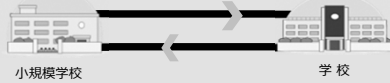
我が国の人口減少が加速化することが確実視されている中、将来的に全国各地において現行の学校規模を維持することが困難な人口過少地域が増加することが予想されている。併せて、社会教育においても同様に地域人材が不足しており、今後、そのような地域における教育水準の維持向上が課題となることが予想される。【在学者数推移(小・中・高) 昭和23年 約1,677万人 昭和60年 約2,263万人 平成25年 約1,356万人】(学校基本調査より)

事業概要(イメージ)

過疎化や少子高齢化が進む人口過少地域において、ICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の学びの充実や、社会教育施設等と連携した遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究を実施する。(3年間)

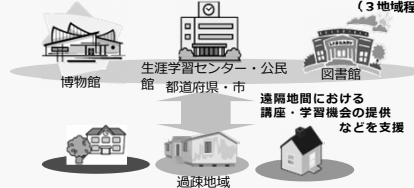
＜学校教育におけるICTを活用した実証研究＞  
(小中等 9地域程度)

遠隔地間における双方向型の協働学習や合同学習を実施



人口過少地域の学校教育の維持向上を図るため、指導方法の開発や教育効果の在り方などに関する実証研究を実施

＜人口過少地域におけるICTを活用した社会教育実証研究＞  
(3地域程度)



人口過少地域の社会教育の維持向上と地域コミュニティの活性化を図るため、ICTを活用した社会教育の実証研究を実施

小規模学校における学びの質の維持向上

人口過少地域における社会教育の質の維持向上

人口過少社会における学校教育及び社会教育の質の維持向上  
地域コミュニティ機能の存続及び活性化

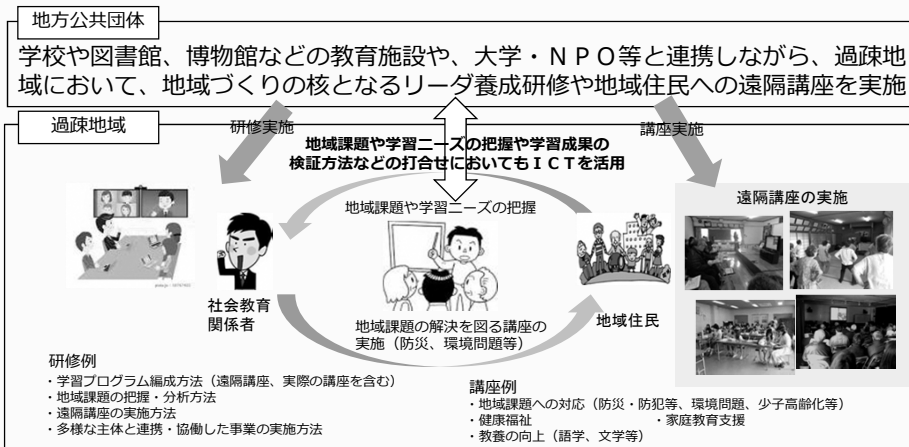
81

＜人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業＞

人口過少地域におけるICTを活用した社会教育実証研究について

平成27年度予算額 0.4億円

人口過少地域の社会教育の維持向上と地域コミュニティの活性化を図るため、遠隔地間における社会教育関係職員の研修や遠隔講座の実施を通じて、地域の課題を解決するための社会教育プログラムの構築に関する実証研究を実施(3年間)



双方向の遠隔研修及び遠隔講座を効果的に活用した社会教育プログラムの体系化

82